

A stylized hawk logo in white and light blue, with a sharp eye and curved beak, set against a blue sky with white clouds.

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人

JFTC

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

公正取引委員会

採用案内 2024

A blue-tinted cityscape background showing a dense urban area with many skyscrapers and buildings.

経済社会の中で、 法執行と政策立案により 公正かつ自由な 競争環境を促進し、守る



今や、事業者の活動は国際化し、
新たなビジネスモデルが次々と創出されています。
こうした変化の中で日本経済をより発展させ、
事業者と消費者の利益を守るためには、
公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、
市場メカニズムの動きを確保する必要があります。
市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、
事業者が消費者ニーズに合った商品を供給する努力をすることによって、
事業者と消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。
公正かつ自由な競争を促進し、守ることは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの動きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に発揮させるためには、
適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」であり、
独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 04 公正取引委員会の存在
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介・個別育成制度対談

- 10 業務紹介【法執行】
- 18 業務紹介【政策立案】
- 26 業務紹介【チーム】
- 28 業務紹介【海外・地方】
- 33 個別育成制度対談

職員の日・ワークライフバランス

- 34 職員の日
- 38 ワークライフバランス

新人職員の声・採用に関するQ&A

- 40 新人職員の声
- 44 採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

- 46 キャリアステップ
- 50 キャリアステップの概要
- 51 研修制度

公正取引委員会は、市場経済の基本ルールの遵守を監視する「市場の番人」と言われています。
一方、梟は、いかなる気配も見逃さない360°の視界と優れた聴覚を備え、「森の番人」と言われており、
監視という点において当委員会と共通する点があります。

公正取引委員会の使命

厳正な法執行

エンフォースメント

● 違反事件審査

独占禁止法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行

下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

ビジネスの実態に即した迅速かつ確かな企業結合審査

競争環境の整備

アドボカシー（競争唱導）

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● 効果的な広報等

● ガイドラインの策定

法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止・企業のコンプライアンスの向上

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することであり、この目的を達成するために、公正取引委員会は、厳正な法執行によって競争を回復するという「エンフォースメント」と、競争環境を整備するという「アドボカシー」を車の両輪として取り組んでいる。

独占禁止法

◆ 事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール ◆ 市場競争を制限する行為を禁止

● 独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止（カルテル・入札談合等）
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状态の規制
- 不公正な取引方法の禁止
- 下請法に基づく規制

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意発揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

国民経済の民主的で健全な発達の促進

● 独占禁止法の目的

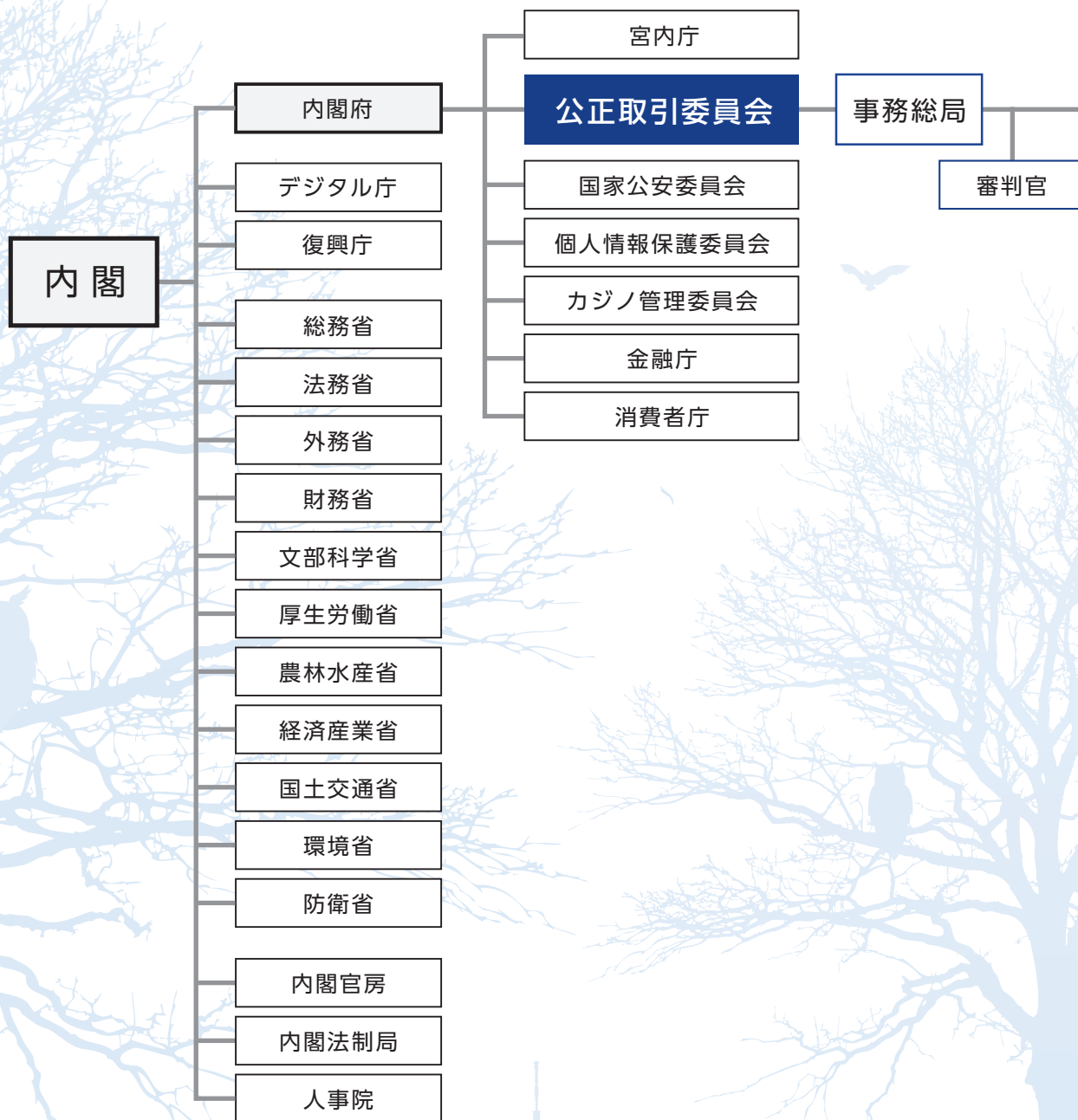
【第1条】 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

公正取引委員会とは

中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され（独占禁止法第28条）、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。



組織図

官房

- 総合調整
- 意見聴取事務
- 海外当局との協力

総括審議官

政策立案総括審議官

審議官

公文書監理官

サイバーセキュリティ・
情報化参事官

参事官

総務課

会計室
企画官

人事課

企画官

国際課

企画官

総務課

企画室
デジタル市場企画調査室

調整課

企画官

企業結合課

上席企業結合調査官

取引企画課

取引調査室
相談指導室
フリーランス取引適正化室

企業取引課

下請取引調査室
企画官
上席下請取引検査官

審査管理官

企画室
情報管理室
公正競争監視室
課徴金減免管理官
上席審査専門官

管理企画課

第一～五審査長

第一～四上席審査専門官

訟務官

第一～二特別審査長

北海道事務所

東北事務所

中部事務所

近畿中国四国事務所

中国支所

四国支所

九州事務所

内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

経済取引局

- 独占禁止政策の企画・経済実態の調査
- 企業結合の審査

取引部

- 不公正な取引方法の指定等
- 下請法の運用

審査局

- 独占禁止法違反被疑事件の処理
- 行政訴訟の事務

犯則審査部

- 犯則事件の調査

地方事務所・支所

公正取引委員会の存在

業務紹介
法執行

業務紹介
政策立案

業務紹介
チーム海外地方
個別育成制度対談

職員の一日
ワークライフバランス

新人職員の声
採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

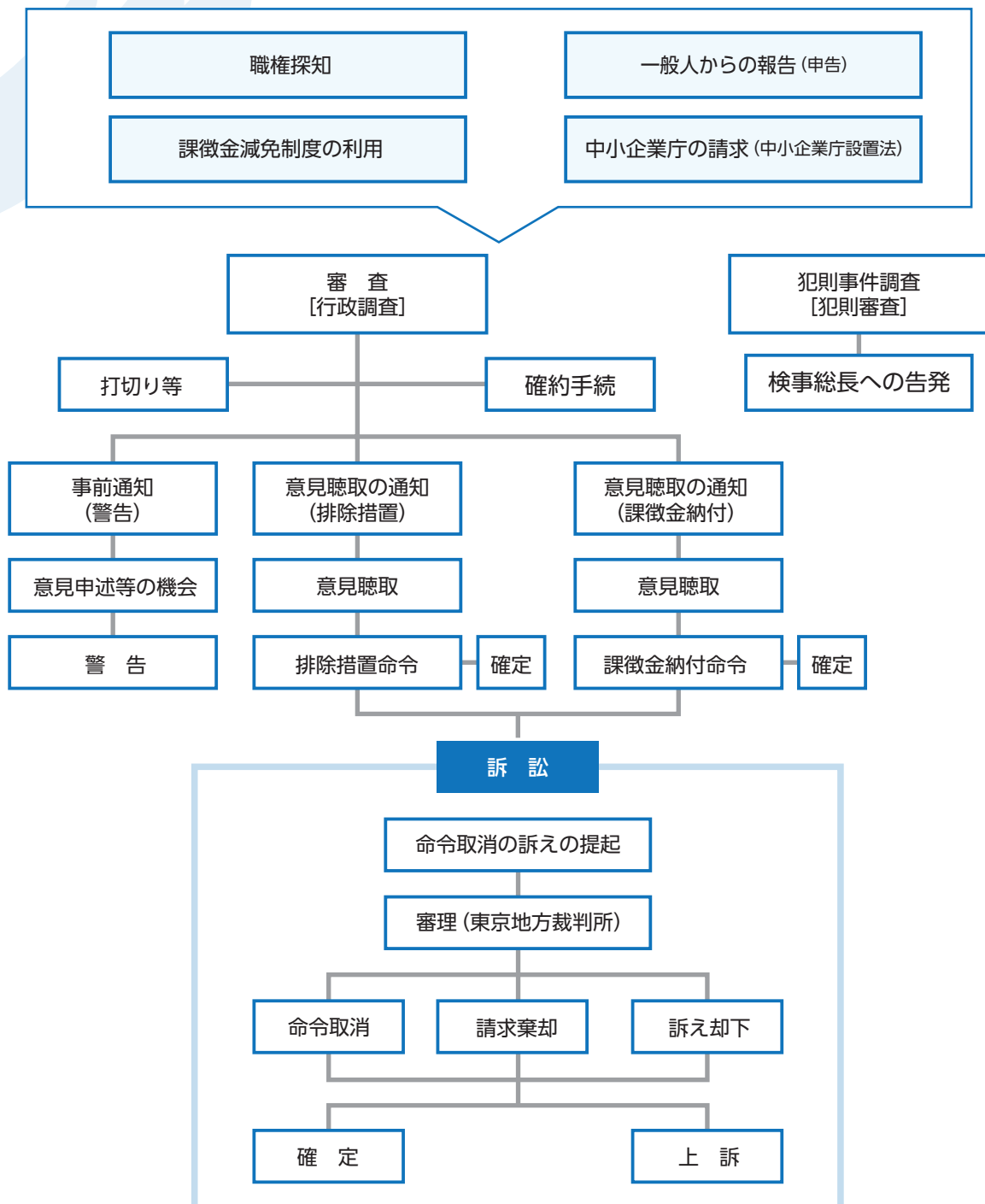
法執行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という二つの法律を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に

対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納めるように命じる課徴金納付命令などの措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続があります。

独占禁止法違反事件処理の流れ



不正な取引方法

「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止される行為を指す。

TOHOシネマズ株式会社から申請があった確約計画の認定について [令和5年10月3日]

TOHOシネマズは、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること等を求めることによって、自社を他の興行会社よりも

有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようさせていた(拘束条件付取引)。

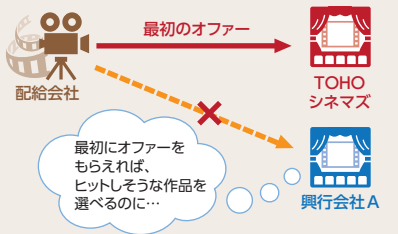
違反被疑行為の概要

TOHOシネマズを他の興行会社よりも有利に取り扱う旨の要請に従うようさせている

要請例

限定作品*1について、メイン館*2を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、TOHOシネマズを最初のオファー先とすること。

*1 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品。
*2 映画作品ごとに設定される映画館であって、舞台挨拶を実施するなど当該映画作品の興行の中心とされる映画館。



他の興行会社が配給会社から映画作品の配給を受ける機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる可能性

確約計画 (排除措置計画)

- ① 違反被疑行為を取りやめること
- ② ①及び④を取締役会において決議
- ③ 配給会社への通知と従業員への周知徹底
- ④ 今後同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 措置の履行状況の報告

不当な取引制限 (カルテル)

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を指す。

旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について [令和5年3月30日]

旧一般電気事業者ら(中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社)は、電気料金の水準の低落を防止して

自社の利益を確保するため、互いに相手方の供給区域での営業活動を制限するなどの合意をすることにより、公共の利益に反して、各取引分野における競争を制限していた。

自社利益の確保が必要・旧一般電気事業者との安値競争は避けたいため、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する

自社の供給区域において、電気料金の水準を維持又は上昇させていた

相対顧客*、官公庁等(中国電力管内に所在)

- ① 相手方供給区域に所在する相対顧客獲得のための営業活動の制限
- ② 関西電力による中国電力管内での入札参加及び安値入札の制限

官公庁等

相手方供給区域での安値入札の制限

大口顧客*

相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客獲得のための営業活動の制限

* 相対顧客：特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の利用者(官公庁等を除く)

* 大口顧客：特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の利用者(官公庁等を除く)

不当な取引制限 (入札談合等)

官公庁などが発注する工事や物品の調達に関する入札などに際し、事前に受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為を指す。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発 [令和5年2月28日]

以下の被告発会社6社と他の事業者が共同して、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等

業務委託契約等の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約等の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

- 株式会社電通グループ
- 株式会社博報堂
- 株式会社東急エージェンシー
- 株式会社フジクリエイティブコーポレーション
- 株式会社セレスポ
- 株式会社セイムトゥー

面談等

- 前記契約等の受注予定事業者を決定



前記決定に基づき入札

前記契約等を受注

政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法の一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

競争制限的な行政指導の改善などの活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

競争制限的な取引慣行の改善

- 各種実態調査・公表
- 取引の適正化、提言・指導

違反行為の未然防止

- ガイドラインの策定・改定・公表
- 事業者等からの事前相談への対応

規制改革に関する指針・提言

- 規制改革の推進
- 規制制度の研究会

法改正に向けた取組

- 課徴金減免制度の見直し
- 確約手続の導入

競争環境の整備

法令遵守体制・入札制度改善への取組支援

- コンプライアンス支援
- 入札制度改善

競争政策に対する国民的理解の増進

- 事務総長定例会見
- 独占禁止懇話会、独占禁止政策協力委員制度
- 消費者セミナー、独占禁止法教室

国際的展開

- 国際競争ネットワーク (ICN)、経済協力開発機構 (OECD)
- 多国間・二国間協定
- 技術支援 ● 海外広報、海外調査

競争政策の基礎的研究

- 競争政策研究センター (CPRC)
- 国際シンポジウム、公開セミナー等

ガイドラインの策定

[グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方]の策定について [令和5年3月31日]

事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、事業者等の取組に対する独占禁止法の考え方、問題となる行為・ならない行為等を整理したガイドラインを策定した。

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。

事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題。

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、**継続的に本考え方の見直しを行っていく。**また、本考え方に照らしながら**積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく。**

実態調査

ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書 [令和5年9月21日]

ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引等における公正性・透明性を高めるとともに、公正な競争環境を確保する観点から、課題の解決に向けてより実効性のある提言を行うために調査を実施。

独占禁止法上問題となるおそれのある行為 (一部を抜粋)

- ◆ ニュースポータル事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、一方的に契約内容を変更するなどして、一方的に著しく低い許諾料を設定する。
- ◆ インターネット検索事業者が、インターネット検索の結果において、いわゆる自社優遇(自社のニュースポータルにおいて二次配信するニュースコンテンツを消費者に訴求しやすい位置に表示する)を行う。

今後の取組 (一部を抜粋)

- ◆ 本報告書で指摘した行為を含め、ニュースプラットフォーム事業者に関する独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処する。
- ◆ 生成AIを始めとするAIの急速な普及に代表されるデジタル技術の進展により、本分野の競争環境がさらに変化していくことが見込まれるため、デジタル市場において、生成AI等が競争に与える影響について注視する。

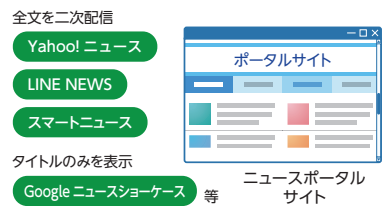
ニュースプラットフォーム事業者

インターネット検索事業者



- 検索結果として、ニュースコンテンツの見出しや抜粋(スニペット)等を表示

ニュースポータル事業者



- 提供元の異なる複数のニュースコンテンツ(の一部)を並べて表示
- ニュースの全文を二次配信、又はタイトルのみを表示してニュースメディアサイトのURL情報を提供

ニュースメディア事業者



- 取材に基づきニュースコンテンツを編集して自社サイトやアプリ(ニュースメディアサイト)で提供
- ニュースポータル事業者にニュースコンテンツを提供(利用許諾)

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行うなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

● 国際競争ネットワーク(ICN)

ICN(International Competition Network)は、競争法執行の手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークである。令和5年9月現在、132か国・地域から143の競争当局が参加している。

● 経済協力開発機構(OECD)・競争委員会(Competition Committee)

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development:経済協力開発機構)は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公正取引委員会は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会(Competition Committee、加盟国のほか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加)の活動に参加している。

● 競争当局間意見交換

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を随時行っている。

● 開発途上国に対する技術支援

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行っている。



第22回ICN年次総会[バルセロナ]
(令和5年10月18日~20日)



OECD競争委員会令和5年12月会合[パリ]
(令和5年12月4日~6日)



フランス競争委員会クレー委員長との意見交換
[東京](令和5年7月20日)



事件審査は、 歪んだ市場環境の 是正を“直接”担うもの

高橋 佑美子 *Takahashi Yumiko*

審査局 第一審査上席審査専門官 (国際カルテル担当)
[平成 18 年 4 月入局]

Career

- 平成 18 年 4 月 審査局管理企画課
- 平成 19 年 7 月 審査局管理企画課情報管理室
- 平成 20 年 7 月 審査局第五審査
- 平成 20 年 10 月 審査局第五審査審査専門官
- 平成 21 年 7 月 官房国際課総括係長
- 平成 22 年 7 月 消費者庁 表示対策課総括係長
- 平成 24 年 7 月 官房人事課長補佐 (給与・組織担当)
- 平成 26 年 7 月 経済取引局企業結合課企業結合調査官 (主査)
- 平成 29 年 6 月 外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
- 令和 2 年 8 月 審査局管理企画課企画室長補佐 (企画調整担当)
- 令和 3 年 7 月 経済取引局総務課長補佐 (総括担当)
- 令和 5 年 1 月 審査局第一審査上席審査専門官 (国際カルテル担当)

法執行業務の魅力は事件審査を通じて 市場の状況の改善を感じられること

企業が創意を発揮し、それが消費者に還元されて、社会も発展していく…この自由市場経済の仕組みを機能させる基本的なルール、それが独占禁止法です。日常生活では空気のように存在を感じないかもしれませんが、けれども、消費者と努力する企業、そして将来の豊かな日本社会を確実に守っています。

しかし、どんなに素晴らしい仕組みやルールでも、尊重されず守られないのであれば、残念ながら本当に存在しないのと同じことです。違反を是正し独占禁止法を実効あらしめること、

それが法執行であり、公正取引委員会の業務の中核です。

公正取引委員会の事件審査は、歪んだ市場環境の是正を“直接”担うものです。違反被疑のかかっている企業は当然のこと、取引先やサプライチェーン、最終消費者、関連業界に大きな影響を与えるものです。

そして、それはそのまま事件審査に携わる審査官にとって大きなプレッシャーとなります。しかし、審査官の仕事の醍醐味そのものでもあります。



努力する企業が報われるように力を尽くすのが審査官の役目

自由で公正な市場の主役は、新しい価値を生み出し社会に貢献する“企業”です。また、需要者として恩恵を受ける“消費者”です。公正取引委員会は黒子役にすぎないのかもしれない。

しかし、他に代えがたい大切な役割を担っています。創意工夫し努力する企業が報われるように、また、足かせなく自由に挑戦していけるように、最大限の力を尽くすのが審査官の仕事であると思っています。

私たちの日々の取組で、公正で自由な市場が整い、そこで活躍する企業の活動によって、日本の社会がより素晴らしくワクワクするものになるのならば、こんなに素敵なことはないと思っています。



事件審査は、カルテルや競争排除などの情報を収集し、関係者から話を聞き、証拠を積み上げ、チームで議論を重ねます。独占禁止法違反事件は、事件によって業種も被疑行為の態様も様々で、集まる審査官の経てきた経験も違います。審査官で異なる知見を持ち寄り事件審査を進めます。証拠物を読み込む時は各人が集中して執務室がシーンと静まり返る一方、それぞれが得た情報や分析を持ち寄り喧々諤々と議論が白熱します。チームで困難を乗り越えるのは喜びがひとしおです。

事件審査を通じて市場の状況の改善が感じられるのは法執行業務の魅力の一つです。法執行は、事件1件1件、それで完結してしまうように見えますが、その1件は先例となり、業界や類似の案件に派生し、違反の発生の未然防止にもつながります。自分が携わった事件で問題が解消し業界が良い方向に変わっていくのはやりがいを感じます。



公正取引委員会を志望する方へ

法執行の過程の多くは、証拠を収集し、パズルのピースを組み合わせるかにように積み上げていく仕事です。他方で、事件の摘発は、企業、業界を巻き込んで大きなインパクトをもたらします。

時には視点を引いて冷静に俯瞰する必要もあります。事件審査の対象となる分野は広く様々です。一筋縄ではいきません。それでも、情熱をもって取り組んでくれる仲間がいるから、知恵を出し合って、チャレンジな場面も乗り越えていくことができていると思っています。

市場の競争の大切さに情熱を傾けられる方、是非私たちと一緒に「競争の番人」の一員として日本の公正で自由な競争を守りませんか。

様々な視点、角度から 証拠、証言を見直し 事実をとことん追求



佐藤 雅史 *Sato Masashi*

審査局 第二審査審査専門官(主査)
[平成14年4月入局]



事実をとことん追求すること。これが審査官に求められ、果たすべき役割なのだと思って仕事をしています。違反被疑行為が行われていた当時に戻って何が行われていたのかを目撃することはできません。そのため、行為の破片である証拠を立入検査で収集し、収集した証拠を精査・分析し、関係者から話を聞いて何が事実だったのかを探ります。

なぜこの人がこの書類を持っていたのだろうか、あの会議では何を話したのだろうか、会議のためにこういった資料が作成されているはずだ、などといった様々なことに疑問を持ち、妄想し、想像力を働かせ、証拠を見直してあらゆる角度から話を聞いていきます。

公正取引委員会は証拠によって事実を認定し、認定した事実を法律の要件に当てはめ、競争の回復のために必要な措置を命じます。全ての元になるのは事実であり、それを追求するのが審査官の役目です。

日々スキルの向上に努め 仲間と一丸となって取り組む

犯則審査部に所属していた時にカルテル事件の調査を担当しました。当時の私は、違反被疑行為をしていた会社のうちの1社の事情聴取を初めて主任官として任せてもらいました。

重要な証拠を見落としていないか、どうしたら事実を話して

もらえるのかなど試行錯誤する毎日で、上手くいかないことが多かったのですが、経験の浅い私に対し、同じチームの上司や先輩が証拠の見方や供述人に接する際の態度といった審査官としてのスキルや心構えを丁寧に指導してくれ、また、同期や後輩が証拠の精査・分析を助けてくれました。

チームが一丸となって一つの目標に向けて仕事をするという経験、また、チームで案件を仕上げた時の達成感は他の業務とは異なる得がたいものでした。

22年間働いてきた今でも、新たに学んで未知の経験ができる毎日がスペシャルな職場です！

PRIVATE

2人目の子どもが生まれた時に育児休暇を約2か月間取得して育児に携わることができたのは貴重な経験でした。今は休日に子どもと遊ぶことで心身のリフレッシュと体力作りをしています。



コミュニケーション能力、 交渉力を駆使した 丁寧な説明で実態解明を目指す

今村 政嗣 *Imamura Masatsugu*

審査局 第一審査審査専門官
[平成19年4月入局]

公正取引委員会は、独占禁止法に基づき公正な競争を確保することにより、国民の利益を守っています。その手段の一つに法執行があります。

具体的には、いわゆる談合やカルテルなどの独占禁止法に違反する疑いがある行為を行っている事業者に対し、立入検査や事情聴取などの必要な調査をして、違反が認められれば、違反行為を止めるよう命令（行政処分）などを行います（独占禁止法の違反被疑行為を調査することを「審査」といいます）。

私のような審査官は、立入検査で得られた物証や事情聴取で録取した供述調書等の証拠と法律に基づき、相手の弁明も丁寧に確認した上で、違反が認められれば事業者に対して法執行をします。



独占禁止法違反をなくし、 国民の利益向上に つなげることがやりがい

私は、事件の審査業務に通算6年ほど携わっています。審査業務では、立入検査や事情聴取などを行う場合に、事業者と密にコミュニケーションを取ることが求められます。

事業者の立場からすれば、立入検査や事情聴取に対応することは、非常に負担となります。しかし、実態解明のためには必要なことであるため、事業者に対して丁寧に調査の必要性を説明



して、立入検査や事情聴取などの審査業務に協力を求めます。

このような日々の審査業務によって、私は、コミュニケーション能力や交渉力などを高めることができました。また、独占禁止法違反をなくすことにより、国民の利益向上につながることをやりがいとして、感じています。

技術革新のスピードが早い現代において、競争上の問題に柔軟に対応して国民の利益を確保するためには、新しいことを学び続けること・柔軟な発想を持つこと・熱い使命感を持つことなどが非常に重要だと考えます。

2024年以降も疾風怒濤の時代ですが、明るく・楽しく・元気よく、公正取引委員会で一緒に国民のために働きましょう！

PRIVATE

運動不足解消を目的に筋トレや散歩をしています。休日にジムでランニングとともに筋トレを行ったり、平日のお昼休みには、職場の目の前にある日比谷公園を散歩したりしています。





立入検査から命令書まで 幅広い役割を担う審査官

澤田 明花 *Sawada Haruka*

審査局 第三審査審査専門官
[平成27年4月入局]



事件審査は、ベテランの補佐・主査から業務経験が少ない係員まで、多くの職員がチームとなって調査を行います。その中で審査官（係長）は、言わば中堅という存在です。事件開始時の立入検査に当たっては、事件キャップと一緒に事件の方向性を検討しつつ、係員と一緒に必要な資料や物品の準備に当たります。立入検査後は、収集した証拠の分析や、関係者に対する事情聴取、事業者に対する報告命令などの調査を主体的に行います。事実解明が進み、違反事業者に対して措置を採る段階になると、命令書の作成や、命令書の根拠となる証拠の整理など、複雑な検討や正確性が求められる作業を行います。審査業務において、審査官は幅広い役割を担っています。

審査業務の中で一番インパクトが大きいイベントは、やはり立入検査です。多くの事件において、事件を担当する課の職員だけでなく、他の課からも応援を募り、審査局職員が一丸となって立入検査に臨みます。きちんと証拠を収集できるかどうかはその後の事件調査に大きく関わるため緊張もしますが、普段は交流のない別の課の職員と助け合ったり、上司や先輩たちの仕事ぶりを学んだりできる貴重な機会です。終わった後は心地良い疲労感と達成感があります。

性別などに関係なく 適性に応じた役割分担で調査

審査の現場は「男性社会」とわれがちですが、働く中で男女の違いを意識することは余りありません。まれに発生する力仕事

など、男性職員向きの場面もゼロではありませんが、例えば女性従業員に対する立入検査は原則として女性職員が行いますし、業務のほとんどは性別に関係なく行えるものばかりです。また性別以外にも、事情聴取や証拠分析などの業務の内容による適性の違いもあるため、「チームで仕事をする」という性質をいかし、職員ごとの適性に応じた役割分担をしながら一丸となって調査を行っています。

私自身は公取委や独禁法について余り知識がないまま入局してしまいましたが、丁寧に仕事を教えてくれた上司や先輩たちのおかげで今日まで働いています。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

PRIVATE

インドア派のため、週末は家で読書や、動物カフェに出掛けたりしてリフレッシュします。テレワークの日は少し時間の掛かる料理を作るなどして、オンオフの気分転換をしています。



迅速かつ正確に審査業務が行われるようにサポートする役割を担う係員

桑元 俊輔 *Kuwamoto Shunsuke*

審査局 第四審査
[令和4年4月入局]

審査局の係員は、事件審査業務を同じ課の方が迅速かつ正確に対応できるようにサポートすることが主な業務です。普段の業務では、審査業務の過程で作成された事件の書類や記録、事件対象の会社から収集した証拠品を管理したり、関係部署とやりとりを行ったりしています。事件に関する書類や記録は審査業務を円滑に行う上で非常に重要なものなので、特に注意して管理しています。立入検査では、立入検査を行う過程で必要となる書類の作成や検査先での証拠の捜索を行います。ここでは、間違いないよう丁寧に書類を作成すること、有力な証拠がないかまなく探すことが重要です。

立入検査の場で、素早く丁寧な書類の作成や、チームの業務を自分の機転でうまくサポートでき、円滑な検査に貢献できた時は、とてもやりがいを感じます。普段の業務ではまだまだ未熟な点が多く、上手くできなくて落ち込むことも多いですが、周囲の方からアドバイスをいただき、学生の時や採用時の1年目の時より、自分に何が足りていないのかを振り返り、切り替えていくことができるようになってきたと感じています。



指導や研修が充実しているからきちんと把握して業務に臨める

審査業務では前述の書類の作成や事件に関する記録の保管などについて、マニュアルに則った対応をとる必要がありますが、マニュアルを渡されて終わり、ではなく、業務の際に上司や先輩



からの確かな指導が受けられます。また、採用時の1か月の初任者研修に加えて、立入検査や供述録取の研修、係員が作成することになる書類の作成方法など審査業務の基本を学ぶ研修があります。ぶっつけ本番ではなく、きちんと業務を把握できた上で立入検査などの審査業務を行うことができます。

私は、様々な業界で、公平な競争を行う環境を支えていくことに携わりたいと考え、公正取引委員会を志望しました。今後イノベーションの活性化がより重要視される中で、ますます重要になっていく組織だと思います。そんな公正取引委員会で自分の良さが出せるように、学生の間に自分の強み・弱みを知っておいただければと思います。

PRIVATE

休日に趣味の読書やテレビゲームを満喫したり、妻とショッピングに行ったりしています。また、友人とキャンプに行き、自然の中で過ごすことでリフレッシュすることもあります。





企業結合審査により 健全な競争を確保

矢野 諒 *Yano Makoto*

経済取引局 企業結合課企画係長
[平成22年4月入局]



独占禁止法では、事業者は一定の規模の企業結合（合併や株式保有等）を行う場合に事前に公正取引委員会に届出を行う必要があります。企業結合課は、事業者から届出があった年間約300件の企業結合について、それらの企業結合によって競争が実質的に制限されることとならないか、といった観点から審査を行っています。また、外国企業同士の企業結合も届出全体の約1割を占めており、海外競争当局とWeb会議等で情報交換を行ったり、競争への影響を把握する観点で必要に応じてWebサイトを通じて第三者からの意見募集を実施するなど、事案に応じてその審査手法は多様です。

私が所属する企画係では、課内や外部からの届出の要否に係る相談があった場合への対応のほか、各担当官が作成した企業結合審査に関する調査書の確認、企業結合に関する届出手続や法令解釈に係る整理・運用の統一といった課全体に関わる業務を担当しています。

業種横断的な法執行を担える 公取委は唯一無二の組織

これまで他省庁への出向も含めて様々な業務に触れてきましたが、独占禁止法のように業種横断的な法執行を担う公正取引委員会は官庁の中でも「唯一無二」であり、そこが魅力の一つであると感じています。また、職員数だけをみれば他省庁ほど

大きくない分、職員同士の風通しが良い組織です。加えて、近年では、デジタル分野に関する取組やアドボカシー活動を通じた提言など公正取引委員会の取組が一層注目される中、それらの最前線の業務に関わることもできます。

2022年夏には、公正取引委員会をモデルとした「競争の番人」というドラマが放送され、多くの方に知っていただく機会がありました。近年、職員の数も右肩上がり、世間からも一層注目され、競争の番人として求められている期待・役割が大きくなっているのだと実感しています。是非、皆様と一緒に働けるのを楽しみにしています。

PRIVATE

公正取引委員会では有志の職員が参加できる様々なクラブ活動があり、私はサッカー部に所属して、フットサル等に参加するほか、趣味でマラソン大会に参加など、意識してカラダを動かすようにしています。



業種を問わず幅広く 立場の弱い下請事業者を守る

清 雄輝 *Sei Yuki*

取引部 企業取引課下請取引調査室下請取引検査官
[平成24年4月入局]

「下請代金支払遅延等防止法」という法律を御存じでしょうか。あまり耳にする機会がないかもしれませんが、通称「下請法」とも呼ばれ、ビジネスの場ではよく取り上げられる法律です。

下請法は、親事業者（取引を委託する事業者）と下請事業者（受注する事業者）の関係において、優越的地位にある親事業者の不当な行為を取り締まり、取引上の立場が弱い下請事業者の利益を保護することを目的としています。例えば、親事業者が下請事業者に対して、支払期日までに代金を支払わなかったり、発注時に決定した代金を減額したり、双方で十分に協議することなく一方的に安い代金を定めたりすることは、下請法で禁止されています。

下請取引調査室では、下請法の執行を担当しており、書面調査や申告等を端緒として調査を行い、下請法違反が確認された場合には、親事業者に対して勧告や指導を行っています。私はその調査を担当しており、親事業者の事業所へ赴き取引記録などの帳票類を確認したり、事業者からヒアリングを行ったりしています。



自らが主体となっていく調査に やりがい、責任を感じる

下請法は、対象の業種を特定していないため、調査の対象は多岐にわたります。ヒアリング等の調査の際には、各業種で異なる慣習、専門用語、業界事情等の知識を、事前に身に付ける必要があります。また、業界全体の動向や調査対象事業者に関する情報収集など、大変さを感じる部分もあります。



しかし、下請事業者のリアルな声を聴き、問題点を把握し、調査を経て、下請法違反が解消されるプロセスを、自らが主体となって行う調査により実現できるのは、何よりもやりがいを感じます。これは公正取引委員会の職員だからこそ感じられるものだと思います。また、それが一事業者との取引だけでなく、その業界全体に良い変化をもたらす契機となる可能性も考えると、やりがい以上に、法執行機関としての責任を感じます。

他省庁に比べると規模が小さい組織ですが、比較的若い職員の比率が高く、やる気次第では大きく活躍できる組織です。また、自分自身の意見を率直に言える風通しの良さや、ともに成長し合える環境があります。まずは官庁訪問に来て、その雰囲気を感じてみてください。

PRIVATE

2歳になる子どもがおり、平日はフレックスタイム制度やテレワークを活用し、家事や育児がなるべく妻だけの負担とならないよう、ワークライフバランスを考慮した勤務形態にしています。



様々な業界のプロと対峙し 公正で自由な 市場環境を整える

吉川 泰宇 *Yoshikawa Yasuhiro*

取引部 取引企画課取引調査室長
[平成12年4月入局]

Career

平成12年4月 審査局管理企画課
平成13年4月 審査局第三審査
平成14年7月 審査局第二審査
10月 審査局第二審査審査専門官
平成16年4月 内閣官房郵政民営化準備室室員
平成17年11月 内閣官房郵政民営化推進室室員
平成18年7月 経済取引局取引部取引企画課取引調査室長補佐(調査担当)(心得)
平成19年7月 経済取引局取引部取引企画課取引調査室長補佐(調査担当)
平成21年6月 経済協力開発機構日本政府代表部 二等書記官
平成22年4月 経済協力開発機構日本政府代表部 一等書記官
平成24年7月 経済取引局調整課長補佐(総括担当)
平成26年7月 官房国際課長補佐(総括担当)
平成27年7月 経済取引局取引部取引企画課長補佐(総括担当)
平成28年4月 中部事務所総務管理官
平成30年7月 審査局第四審査上席審査専門官
令和2年4月 審査局第四審査上席審査専門官(デジタルプラットフォーム担当)
令和4年7月 経済取引局取引部取引企画課取引調査室長

自由な競争のために不可欠な 正しい「ルール作り」

守るべきルールに反する行為を見逃さず、厳正に法を執行する。とても大切な公取委の役割ですが、そのためには、正しい「ルール作り」が不可欠です。この「ルール作り」においても公取委は大きな役割と責任を担っています。

公取委は、独占禁止法のみならず、公正で自由な競争を邪魔している「規制」や「制度」、さらには「慣行」といった広い意味での「ルール」に対して、問題点を指摘したり、改善策を提案したりといった活動を行っています。

法執行とともに公取委の業務の両輪をなすこの業務は、最近ではアドボカシーなどと呼ばれることもあり、日本のみならず各国の競争当局(公取委のように独禁法の執行をする当局のこと)も注力しています。実は日本の公取委のアドボカシー活動は、世界的にも評価が高く、国際機関から表彰されるなどしています。



公取委の活躍が求められる分野は日々広がっている

曖昧なルールは企業にリスクを押しつけるものです。不必要な規制は企業が活躍できる領域を狭くし、国際競争の中で不利な立場を強いてしまいます。こういったものを是正するためには、既得権益がある勢力や時には他省庁とも対峙しなければなりません。公正で自由な市場の環境を整えていくことは、長く厳しい戦いになることが多いですが、少しでも前進があったときは、この仕事を選んで良かったと思えるやりがいがあります。

医薬品、金融、広告、ガソリン、牛乳、保育、電力、クレジットカード。それ以外にもこれまでにたくさんの様々な業界の実態調査に関わってきました。関係者の方々の理解と協力、そして信用を得て、実情をお話いただき、業界の抱える隠れた課題に肉薄していく実態調査の仕事は刺激に富んでいます。業界ごとの常識・非常識は様々で、そこに携わる方々のキャラクターもバラエティに富みます。幅広いバックグラウンドを持つ様々な業界の「プロ」たちと直接お話すの機会は、人生においても大変貴重な時間だと感じます。

直近ではペットボトルのリサイクルに関する実態調査を行って報告書を公表しています。報告書では、サーキュラーエコノミーの主役は消費者の皆さんであり、キャップやラベルを外し、飲み残しや異物の混入をしないといった取組が大切であること、そういった消費者の皆さんの取組が少しも無駄なく世の中に還元されるためには、流通が可能な限り市場に委ねられるべきといった提言をしています。

このほかにも、皆さんもニュースで見たことがあるかもしれませんが、スポーツや芸能活動、プラットフォームビジネスなど公取委の活躍が求められる分野は日々広がっています。



周囲の人と違うバックグラウンドがむしろ強みに

そうした期待に応えるためには様々な知識や専門を持つ多様な人材が必要です。私自身、工学部出身で学生時代に独禁法の勉強をしたことはありませんでしたが、必要な知識は入ってからでも十分身に付けられる上、周囲の人と違うバックグラウンドがあることはむしろ強みになります。法律や経済の勉強をしている皆さんはもちろん、そうでない分野にいらっしゃる方々にも是非就職先の選択肢の一つとしてご検討いただけたらと思います。

自分の大切な家族や友人たちが住むこの国の経済を少しでも良くするために、様々な業界の「プロ」たちと対等に対峙し、毅然とした姿勢で独禁法や市場の大切さを伝える仕事は人生を掛けるにふさわしいやりがいがあります。また、公取委の活躍が求められる分野の拡大とともに、若い職員の知識や柔軟な発想が武器となる場面も増えています。

公取委の活動に興味を持っていただけたら、是非扉を叩いてみてください。



より良い法執行、 政策立案のため 世界各国の当局と協力

五十嵐 俊之 *Igarashi Toshiyuki*

官房 国際課長補佐
[平成11年10月入局]



独占禁止法（競争法）の運用は高い専門性を要し、法の適用対象である経済活動の実態変化も激しいため、日本を含む世界各国の当局が、次々に新たな課題に直面し、より良い法執行や政策立案のために努力を重ねています。各国の課題は多くが共通しており、複数の当局が並行して同じ事件を審査することも多いことから、各国当局は、共通の課題に協力して立ち向かう「仲間」といえる関係にあります。

国際課では、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD、G7等の国際会議に参加して海外当局と重要課題への対応策を議論したり、個別事件での審査協力の基盤となる二国間協定の締結を推進したり、経験の浅い海外当局を支援するため研修を実施したりしています。

社会に貢献でき 成長し続けられる仕事

人がより良く（楽しく）生きる上で、他者や社会に貢献することは欠かせないと思います。公正取引委員会の使命は一般消費者など社会全体の利益（公益）に直結しているため、社会に貢献しているという実感が得やすく、仕事に充実感があります。また、それが困難に挑む原動力となり、その経験が成長の糧になります。

さらに、長年続けても全く飽きることがないという点も大きな

魅力です。独占禁止法は奥が深く、その執行・運用にはある種の創造性も求められますし、事件審査における事情聴取のように長期にわたって技能を高めていける業務が多くあり、学びや成長の余地に限りがないからです。

公正取引委員会の業務には多様な人材が必要です。ここで述べたのはこの仕事の良さのほんの一部にすぎませんし、人によっても様々な面を見出せると思います。何となくでも公正取引委員会が気になるようでしたら、是非直接職員の話聞いてみてください。

PRIVATE

やはり家族と過ごすのが大切な時間の一つです。最近は、週に2日はテレワークをしています。家で過ごす時間が長くとれ家事・育児も分担できるので、とても助かっています。



新たな法律の周知やルール作り 違反の未然防止を図る

輿水 千香子 *Koshimizu Chikako*

取引部 取引企画課長補佐
[平成16年4月入局]

公正取引委員会の法律というと、独占禁止法と下請法を思い浮かべることが多いと思いますが、令和5年、新しくフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が公正取引委員会の所管法律に加わりました。

この法律は、企業に属さず個人で働くフリーランスが直面している、報酬の不払いや取引条件が書面で交付されないといった取引先とのトラブルに対して、フリーランスが安心して働ける環境を整備するためのルールを定めたものです。

私が所属する取引企画課では、3~5人の4チームに分かれて、法律を運用していくための細かいルール作り、企業が法律を守るようにするためのガイドライン策定など、業界団体や有識者から意見を聞いたり、様々な法令等を調べたりしながら、令和6年秋の法律の施行に向けて準備を進めています。



様々な分野で活躍するフリーランスが安心して働ける環境に

私はこのフリーランス法の周知広報を担当しています。法律はできただけでは問題は解消されません。当事者となる方々に法律を知ってもらい、違反の未然防止を図ることが重要です。業種業界の特定がなく様々な分野で活躍しているフリーランス、そして法律の規制がかかる全ての事業者に向けての周知は試行錯誤の日々ですが、この法律によってフリーランスが安心して働ける環境を整備することは働き方の多様化にもつながること



から、社会的に重要でやりがいのある業務だと感じています。

平成16年の入局以降、国際関係、独占禁止法違反事件審査、広報、実態調査、そして新しい法律であるフリーランス法などの業務・部署を経験してきました。公正取引委員会は組織の規模は大きくないですが、全ての業種、経済活動を対象として仕事をするため、業務の中で幅広い業種について知ることができ、知らなかった業界について新たな知識を得る機会が多いところは大きな魅力だと感じています。

また、チームで取り組む業務が多い中で感じることは、年齢、役職、経験に関係なく意見を出し合える環境があるということです。これは、入局して約20年、変わることはありません。

PRIVATE

平日は運動不足解消のため、一駅前で降りて歩いて帰宅することも。休日は、子どもと図書館でのんびり本を読んだり、応援するサッカーチームの試合を観戦したりして気分転換を図っています。





独占禁止法や 公正取引委員会の活動を 広く周知し、理解してもらおう

織田 夏未 *Oda Natsumi*

官房 総務課係長
[平成21年4月入局]



官房総務課は、公正取引委員会全体の方向性に関する企画調整業務や、国会の審議の状況について情報を収集し各部局と調整する国会業務、法令の制定・改廃に関する法令審査業務など、幅広い業務を行っており、まさに組織の要ともいえます。さらに、公正取引委員会の活動に関して報道発表を行ったり、消費者教育推進のための独占禁止法教室を開催したりする広報業務も行っており、私は現在、主にX、Facebookなどの公式SNSでの情報発信を担当しています。デジタル化時代において、SNSは広く情報を届けるための有効な手段です。公正取引委員会の活動や独占禁止法上問題となる行為等を多くの人に理解していただけるよう、日々試行錯誤しながら、効果的で分かりやすい広報を目指しています。

多種多様な世界と出会い 様々な事業者と対話できる

事件調査は地道な作業の積み重ねではありますが、その調査結果が新聞やテレビ、ネット等で大きく報道されたとき、自分のやってきた仕事の影響力の大きさを実感します。それがこの仕事の魅力だと思います。

また、事件調査以外でも、事業者の方と話した際に、「是非頑張ってください」と激励されたり、「あなたに相談してよかったよ」と感謝されたりしたときに、自分の仕事で困っている人を助けることができた、公正取引委員会に入って良かったと感じます。

公正取引委員会の業務は、全ての事業者の活動を対象としており、常に多種多様な世界と出会うことができます。そして、様々な事業者の方と対話する機会が多いため、好奇心旺盛な人、人とコミュニケーションをとることが好きな人にとっては、大変魅力的な職場ではないでしょうか。また、デジタル化、グローバル化といった新しい時代に向かって、取り扱うフィールドはますます広がっており、活動の重要性も増していると感じます。その中で、女性職員も多く活躍しており、女性も長く働けるイメージを持ちやすいと思います。少しでも公正取引委員会に興味を持たれた方は、是非一度、業務説明会や官庁訪問に足を運んで話を聞いてみてください。

PRIVATE

料理が好きなので、休みの日は家で時間を掛けて料理を作っています。また、友人と食事に出掛けたり、先日は主人の実家の岐阜県に帰省して自然に触れたりしてリフレッシュをしました。



専門家とも共同で デジタル分野の競争環境を整備

川出 雄司 *Kawaide Yuji*

経済取引局 総務課デジタル市場企画調査室係長
[令和3年4月入局]

デジタル市場企画調査室は、デジタル分野における実態調査業務を中心に、同分野の競争環境の整備を担っています。これまでに、クラウド、モバイルOS、ニュースコンテンツ、コネクテッドTV及び動画配信サービスといった様々な市場の実態調査を実施しており、独占禁止法上及び競争政策上の観点に基づく考え方を示しながら、望ましい対応方針を提言してきました。

また、欧米諸国において、いわゆるビッグテック企業へのさらなる規制が進んでいる中、当室においても、他省庁と連携しながら、新たな規制を可能にするための法制度を検討しています。専門性が高く変化の早いデジタル分野にあって、効果的な政策を推進するべく、外部専門家をデジタルアナリストとして登用し、共同で業務に取り組んでいます。



やる気とアピール次第で 興味のある様々な業務に 携われる職場

公正取引委員会は、やる気とアピール次第で、自分のポジションにとらわれず、興味のある業務に数多く関わることができる職場だと思います。私は入局後常に海外関連業務に携わりたいと思っていましたが、まだ入局3年目にも関わらず、サマースクールやカンファレンスへの参加を通じた海外出張を経験させていただきました。独占禁止法のスペシャリストという



ぶれることのない軸をもちながら、様々な業務経験が可能なのは、当委員会の大きな魅力だと考えます。

「公正取引委員会ってどこだ、なにしているところなのだ。」
「気になるけれど、独占禁止法なんて勉強したことないし…。」
という皆さん。私も入局前は同じでした。今回このパンフレットをご覧になっていることも何かのご縁かと思しますので、是非一度、説明会や官庁訪問に足を運んでいただき、職員の方々の話を聞いてみてください。結構面白いですよ。

PRIVATE

休日は、スポーツ観戦や旅行でリフレッシュしています。毎週末ドイツサッカーをネットで観戦しており、応援しているチームが来日した際には休暇を取得して現地観戦にも行きました。



相談対応は、回答次第で 企業の事業計画も左右しかねない 重要な役割

帯包 訓正 *Obikane Norimasa*

取引部 取引企画課相談指導室企画調整係長
[平成18年4月入局]



私が所属している相談指導室では、事業者や事業者団体から、今後行う取組が独占禁止法に違反しないかについての相談を受け付け、独占禁止法上の考え方や問題の有無を回答しています。

相談者は、規模も業種も様々です。国内外を代表する著名な企業からの相談や、前例がないような新たな取組の相談が寄せられることもあります。

相談に対しては、独占禁止法の条文やガイドライン等に照らし、市場の状況や関連する法規制の動向等も踏まえ、公正取引委員会の考え方を正確に回答することが求められます。回答次第で相談者の事業計画も左右されかねないため、重要な役割ですし、責任感を持って対応しています。私としては、ビジネスの最前線に関わることができ、非常に興味深く、エキサイティングな仕事だと感じています。

また、相談指導室では、事業者団体などからの依頼を受け、講師として講習会に赴き、独占禁止法やガイドラインの説明も行っています。分かりやすくお伝えできるよう工夫して資料の準備や説明をするよう心掛けていますので、説明後のアンケートで独占禁止法の理解が深まったという評価をいただくと、大変嬉しく感じます。

積み重ねた知見や経験を活かして 着実にキャリアアップできる

公正取引委員会では、公正かつ自由な競争を促進することを通じ、日本の経済発展に貢献できるという非常にやりがいの

ある業務を経験できます。また、職場内の雰囲気は風通しが良く、若手を含め自由闊達な議論が行われています。

独占禁止法は、全ての業界に関わる法律ですので、業務において様々な業界やそこで働く人に関わることによって、知見を深め、視野も広げることができます。さらに、公正取引委員会で扱う法律は、独占禁止法とその特別法が中心ですので、異動前の部署で得た知見・経験を異動後の部署で活かしやすい、着実にキャリアアップできる点も魅力です。

審査部門、政策立案部門など、皆さんの能力を活かし、様々な経験を通して成長できるフィールドがあります。意欲あふれる皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

PRIVATE

休日は、家族と釣りやキャンプ、登山に出かけたり、自宅でゲームをしたりして楽しんでいます。適度なワークライフバランスを保つことが、仕事での成果にもつながると考えています。



市場の実態を調査し 事業者間の競争を促す

飯島 千尋 *Iijima Chihiro*

取引部 取引企画課取引調査室調査第一係長
[平成23年10月入局]

取引調査室では、市場の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示す取組を行っています。実態調査は、競争を制限するような取引慣行の是正を促すなど、事業者間の競争を促進したり、イノベーションを引き起こす後押しをしたりする観点から行っています。直近では、使用済みペットボトルのリサイクルについて、使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の広がりや、使用済みペットボトルの流通経路の多様化が進んでいる状況等を踏まえて実態調査を行いました。このように、日常生活に身近な分野を取り上げることが多いので、実態調査に関する報道や報告書を通じて、事業者の方だけでなく、広く独占禁止法や競争政策に関心を持っていただくきっかけになると嬉しいです。



エンフォースメントとアドボカシー 二つを軸に多様な業務を経験

公正取引委員会には独占禁止法の執行（エンフォースメント）と競争環境整備（アドボカシー）という二つの役割があるため、業務内容が多岐にわたります。私自身これまで両方の業務を経験してきましたが、どのような業務も独占禁止法や競争政策が軸となっており、携わる業務によって異なる角度から独占禁止法や競争政策について考えることができる点に面白さを感じてい



ます。働きやすさの点では、組織が大きすぎないため、一度お世話になった方とその後業務等で関わる機会に恵まれることが多く、人とのつながりを感じられることが挙げられます。また、子育て中のため早出勤務をしたり、子どもが体調を崩せば連日休まなければならないこともありますが、制度が整っていることはもちろん、上司や同僚に状況を理解していただけており、育児休業からの復帰後も、精神的な負担なく業務を続けてくることができました。

公正取引委員会では、様々な魅力を持った職員が日々切磋琢磨しています。是非、あなたも公正取引委員会で、あなただけの魅力を発揮してください！

PRIVATE

平日は、保育園から娘と歩きながら帰る時間を大切にしています。週末に家族みんなで過ごす時間が癒しです。公園の散歩や、外食時に店内のBGMにノリノリの娘の様子を楽しんでいます。



チームで一つの仕事を
やり遂げる



【上段左から】 藤野 暁 (官房 国際課長補佐) 和田 真咲 (官房 国際課) 坂入 遼 (官房 国際課係長)
【下段左から】 高原 悠輔 (官房 国際課長補佐) 片岡 克俊 (官房 国際課企画官) 舟津 圭広 (官房 国際課係長)

議長国としてサミットを開催、 チームで万全の準備をして成功に導いた

国際課G7班について

国際課G7班は、G7の競争当局等で集まって議論を行う「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催するために結成されたプロジェクトチームです。

このように、国家公務員の仕事においては、大型案件が発生し、既存の組織体制では対処が難しいと判断された場合、プロジェクトチームが立ち上げられることがあります。

同サミットは2023年11月に東京で開催され、プロジェクトの主な目的は達成されましたが、現在は「国際課海外広報/G7班」として生まれ変わり、国際会議などを通じて我が国のプレゼンスを高める業務に取り組んでいます。



「G7エンフォーサーズ及び ポリシーメイカーズサミット」を 開催するに当たって苦勞したこと

このサミットは、主要な競争当局等のトップや幹部が一堂に会して重要な政策課題を集中して議論する場であり、2023年はG7の議長国として日本（公正取引委員会）が会合を主催し、議論をリードする重要な機会でした。議長国として公正取引委員会がこのサミットを開催するのは初めてで、手探りの状態でサブ・ロジ*の両面で万全の準備をして会合を成功させなければならないというプレッシャーを感じました。

また、会合が成功といえるかどうかに関しては、会合の成果物も重要な要素の一つです。今回のサミットにおいては、成果物の一つとして「コミュ





二ヶ(共同声明)]を作成・公表することとしました。この共同声明は、このサミットで初めて作成するものであり、新たなチャレンジでした。

共同声明を作成・公表することは、G7の競争当局等が結束し、一つの方向を向いていることを国内外に示すことができるメリットがある一方、各国の事情が異なるため、その取りまとめには困難が伴います。そのような状況の中、当委員会がリードして論点の整理や各国間での調整を進め、またそれらを通じて相互に理解を深めることにより、最終的には共同声明を取りまとめることができました。

「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」の開催に貢献したことの達成感ややりがい、今後の展望について

いろいろと苦労をした分、達成感は大きかったです。

まず、共同声明の反響はとても大きなものでした。今回のサミットでは、デジタル市場における競争について議論を行い、共同声明は、生成AIをはじめとした成長著しいデジタル分野にどのように対処するかについて、G7の競争当局等の共通の見解を示したものであり、マスコミの注目度も高く、複数の報道機関において大きく取り扱われました。

また、来日したゲストの方々に、我々の「おもてなし」に関して非常に喜んでもらったのも、とても嬉しかったです。

会合の準備は、会合における議題選定や論点整理もさること



ながら、宿泊ホテルの確保、会場選定、晩餐会の準備など多岐にわたります。まずは、会合が滞りなく執り行われるように、かつ不測の事態が起きた場合にも対処できるように準備しておくことが重要ですが、同時に、ゲストの方々に心地良く、ストレスなく過ごしていただき、日本に対して良い印象を持ってもらうことも大切です。我々の「おもてなし」の心がゲストの方々に伝わり、多大な感謝の気持ちを返されたことが、我々の達成感の大きな部分を占めているといっても過言ではありません。

こうした会合を主催することは、海外の競争当局等との関係を強化するだけでなく、日本の競争当局である公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることにもつながります。国ごとに異なる方針・政策が採用されることも多い競争法の世界で、日本がプレゼンスを発揮することで、国際的な議論をリードし、世界中で行われる執行・政策立案の議論に大きな影響を与えることにもつながります。

今後も、様々な国際会議等を通じて、我が国の競争政策を広く海外に発信し、国際的な議論をリードしていきたいと考えています。

※サブはサブスタンスの略。会合の議題や各国の発言内容、資料作成など、会合の中身に関するものをいう。ロジはロジスティックスの略。会場の確保、参加者登録手続、宿泊ホテルの確保、ゲストの移動手段など、会合を円滑に運営するための一連の手続や物理的な準備作業のことをいう。



議長国として開催したG7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット



会合で発言する古谷委員長



海外で活躍する職員と業務紹介

From 中華人民共和国 / 国際派遣

競争政策の知見を活かし
日系企業の中国での活動を
バックアップ

小林 慎弥 *Kobayashi Shinya*

在中華人民共和国日本国大使館参事官 [平成17年4月入局]

◆国際派遣の業務・魅力について

大家好(みなさん、こんにちは)! 現在、私は、在中国日本国大使館に出向という形で勤務をしています。日本に独占禁止法があるように、世界各国にも競争法があることから、各国に派遣されている公正取引委員会の職員は競争政策に関連する業務を行っていることが多いと思います。私も、法執行やガイドライン作成等の中国の競争当局の動きをチェックして、その情報を発信するなどの業務を行っています。

では、大使館における業務と公正取引委員会における業務とで違いはないのか?と思うかもしれませんが、大使館の業務には、当地における「日系企業支援」、「邦人保護」という二つの大きな柱があります。中国で活動を行う日系企業にとっては、日本の独占禁止法ではなく、中国の競争法に違反しないようにすることが重要です。中国の競争法の運用状況等を踏まえつつ、どうすれば中国に進出している日系企業がその力を最大限に発揮することができるのかを、企業等と一緒に考えていくことが大使館における私のミッションとなっています。独占禁止法に違反した企業等を取り締まる公正取引委員会の業務とは、少しスタンスが異なりますが、これまでの競争政策に関する知見を活かした業務ができると感じています。

また、大使館においては、情報収集の一環として、北京に駐在している他国の外交官や、中国の弁護士、学者の方々と話をする機会も多く、日本ではあまり経験できなかった業務を行うことができます。このように、大使館では、公正取引委員会とは異なる様々な新しい



経験を積むことができますが、一方で「日本をより良くしたい」という根本の部分には、大使館も公正取引委員会も同じであるとも感じており、中国で日本のために日々奮闘しています。

◆中国(北京)での生活等について

現在、日中間には様々な問題が山積しています。皆さんも、ニュース等で中国について報じられているのを見る機会があったかと思います。しかし、報道等を通じて知る中国と、実際に住んでみて初めて分かる中国は全く異なります。中国の人々は子供にすごく優しいこと、スマホ一つで何でもできて非常に便利なことなど、現地の方々と直接触れ合ったり、生活したりしなければ分からないことがたくさんありました。また、今や米国に次ぐ世界第二位の経済大国となった中国の政治・経済の動きをリアルタイムで感じられるのは、とても貴重な機会だと感じています。



万里の長城での1枚
(写っているのは私と子どもたちです)



大使館メンバーとのランチ

地方機関



地方機関職員による業務紹介

From 四国 / 総務課

広報活動や相談対応など多様な業務に対し職員が密にコミュニケーションを取り合い適材適所の対応ができる

佐々木 雅也 *Sasaki Masaya*

四国支所 総務課総務係長 [平成3年4月入局]

◆ 四国支所総務課の業務について

四国支所総務課には総務係と経済係の二つの係があり、総務係は所内調整、各地域の有識者への意見聴取や懇談会の実施、学生に対する出前授業の実施など公正取引委員会の所管法律に関する各種広報などの業務を、経済係は株式所有や合併等に関する届出受理、事業者や団体向けの独占禁止法研修会や発注者向けの官製談合防止法研修会への講師派遣などの業務をそれぞれ担当しています。また、総務課全体としては、事業者等からの様々な相談に対応しています。これらの業務を行っていく上で、四国支所だけでは判断できないような事案については、本局の関係課室に相談した上で処理するなど、本局と地方事務所等が一体となって業務に取り組んでいます。

私は総務課総務係において、所内調整業務、本局との連絡調整、相談対応、広報活動等を担当しています。中でも広報活動では、学生への独占禁止法教室や各地域の有識者への意見聴取等を通じて、独占禁止法を理解してもらうための活動を行っています。

◆ 四国支所の雰囲気は

四国支所は、職員数が約15名と少ないため、常に上司と部下で密にコミュニケーションをとって業務を進めており、殺伐とした雰囲気が皆無の職場です。例えば、事業者等からの相談で困っている職員がいた場合には、その相談内容に対応できる職員がアドバイスするなどの環境が整っています。



ワークライフバランスの観点からは、四国支所ではテレワークの実施や年次休暇の取得などが積極的に推進されており、また、職員の家庭事情が考慮され、私自身も昨年双子が生まれたので、上司や同僚などの理解を得て育児休業を取得することができ、妻に喜んでもらえました。このように、職員が各種制度を最大限利用することによって、仕事とプライベートを両立させています。



通勤途中に子どもを保育園に



鹿野 修弘 *Kano Nobuhiro*

九州事務所 取引課長
[平成12年4月入局]

景品表示法違反事件の調査から
独占禁止法の相談対応など
若手職員も広範な業務が経験できる



取引課の面々とランチ

◆九州事務所取引課の業務について

取引課では、消費者庁から委任を受け景品表示法違反事件の調査を担当しています。景品表示法が規制する不当表示はあらゆる消費者向けの商品・サービスに起こり得る身近な問題です。商品の効能に関する表示に根拠はあるのかなど消費者庁と連携して調査を実施しています。違反事業者に措置命令を行い、消費者庁と合同で記者会見するときには、何より達成感を感じます。また、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談対応も担当しています。昨今では、原材料費等の上昇分の価格転嫁に関する相談、インボイス制度関連の相談など、どれも一様ではなく、切実な内容です。その他、業務は幅広く、その分学びも多いです。私は、取引課の業務全般のマネジメントのほか、事件調査での事情聴取や、相談対応などを行っています。現場の仕事は、様々な業界の実態に直に触れられ、実に面白いです。

◆九州事務所の雰囲気は

九州事務所の良いところは100個くらいあって、その一つは、少人数で広範な業務を担っているため、若手職員の頃から様々な業務を経験できることです。

相談対応も、事件調査も、説明会の講師も、あれもこれも。最初の頃は、自分にどのような適性があるのか分からず、不安もあるでしょう。しかし、何事も経験です。若手職員に様々な業務が任せられます。当然、全力でサポートしてくれる仲間がいます。とにかく何でもやってみる。そのうち、あれもできる、これもできると自分の成長を実感できるでしょう。若手職員の活躍の場が多い職場だと思います。

このほか九州事務所の良いところと言えば、風通しが良い、和気あいあい、その他いろいろ最高です。



大下 奈々 *Oshimo Nana*

中国支所 取引課係長
[平成6年4月入局]

多種多様な業務に携わり
他課や本局との連携を通して
幅広い知識と学びを得られる



海自カレーのスタンプラリーへ

◆中国支所取引課の業務について

中国5県を管轄する中国支所は、総務課、審査課、下請課、取引課の4つの課で構成されており、令和5年現在、非常勤を含めて18名の小さな事務所です。小さいとはいえ、中国5県を一つの事務所が「公正取引委員会」として業務を行っているわけですから、その業務内容は多種多様です。また、所属に関わらず、他課から応援要請があれば業務の手伝いなど、課を越えての業務も行いますし、時には本局からの要請による業務を行うこともあります。それが良い刺激になり、幅広い知識の取得にも役立ち、異動などで他部署に配属されても、新しい業務に対する不安や戸惑いが少ない環境です。

私が所属する取引課では、消費者庁から委託を受け、景品表示法に関する調査等のほか、独占禁止法のうち、優越的地位の濫用に関する相談対応もを行っています。

◆中国支所の雰囲気は

中国支所は人数が少なく仕事も多種多様、それだけ聞くと大変そうに思えますが、その分、若いうちからいろいろな業務に携わって経験を積むことができますし、上司を含む職員同士の距離も近いことから、相談しやすい環境です。ワークライフバランスについては、コロナ禍を経て定着したテレワークやフレックスタイム制度の活用など、小さい部署の利点を活かして取得しやすくなっています。その他、仕事以外の中国支所の利点はその所在地にもあります。世界遺産を含む観光名所も数多くあり、何より海も山も近いです。海水浴やキャンプ、みかん狩りにスキー等々、車で1~2時間も走れば十分楽しめる距離にあります。私自身、業務で煮詰まった時などは、友人と気分転換にドライブがてら様々な場所に行くことで、仕事とプライベートの切り替えや、日々の活力になっています。

1 総務課

所内の調整業務を担当するとともに、独占禁止法・競争政策の普及・啓発のための広報を担当しており、公正取引委員会全体の施策や地方事務所・支所の活動についてPRに努めています。また、地方事務所・支所内の会計、物品調達・管理、研修、福利厚生の業務を担当しています。なお、経済取引指導官が設置されていない地方事務所・支所においては、経済取引指導官の業務も担当しています。

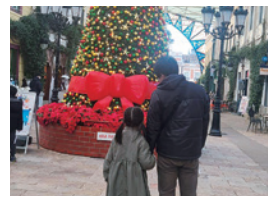




加藤 孝幸 *Kato Takayuki*

中部事務所 下請課下請取引調査官
[平成19年4月入局]

同僚や上司と意見を出し合い
協力し合いながら
自身に合った働き方ができる



子どもとテーマパークへ

◆ 中部事務所下請課の業務について

中部事務所下請課では、下請法違反が疑われる事業者への調査のほか、下請法に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けています。事件調査の際には、事業所に赴いて担当者からの聴取、資料等の確認を行います。調査の結果、厳正な措置が必要となれば、本局の関係部署や幹部へ報告し、措置の内容や必要性を検討しています。また、下請法の考え方を説明することで、問題となる行為の未然防止につながるため、事業者からの相談対応など普及啓発活動も重要な業務です。私は、下請法に関する事件調査の担当として、関係人からの事実確認等を行っています。調査に当たっては、当方の問題意識を伝え、早期に下請法違反であることを認識してもらい、違反行為の取りやめ、調査への協力など、関係人と上手くコミュニケーションを取ることを心掛けています。

◆ 中部事務所の雰囲気は

中部事務所は、東海地区及び北陸地区の6県を管轄していますが、職員数はそこまで多くありませんので、若い頃から多くの業務を任せられ、様々な経験を積むことができます。職員数が少なく、執務室もぎゅっと集約されている分、課が違う方とも距離が近く、和気あいあいとした雰囲気です。また、仕事での困りごとがあれば、近くの同僚や上司にすぐ相談でき、お互いに意見を出し合うなど、協力し合える雰囲気です。

最近はワークライフバランスの推進により、職員が自身に合った勤務方法を選択できる働きやすい環境となっています。私もフレックスタイム制度を利用して子供の登校を見送ってから出勤したり、積極的に年次休暇を取得したりと、プライベートとの両立を図っています。



岸田 彩有里 *Kishida Sayuri*

近畿中国四国事務所 下請課
[令和2年4月入局]

責任ある業務に携わることができ、
上司からの的確なアドバイスで
成長できる職場



事務所メンバーとバーベキュー

◆ 近畿中国四国事務所下請課の業務について

下請課では、下請法に関わる業務を幅広く行っています。下請法は、優位な立場である親事業者に比べ、立場が弱い下請事業者の利益を保護するために、親事業者の「禁止行為(代金を支払わないなどの行為)」を定めている法律です。主な業務は、違反の疑いがある親事業者に対する調査です。親事業者の事業所に赴いて、帳簿や各種資料を調べ、違反行為が見つければ、その行為を取りやめるよう指導します。下請事業者に与える不利益が重大な事案などは本局にも報告・相談し、連携を取りつつ事件処理を進めます。

私は、親事業者に対する事件調査、下請事業者からの情報提供の受付、下請法の相談対応を行っています。そのほか、下請法の普及啓発を目的として、下請法の講習会を近畿各地で開催しています。

◆ 近畿中国四国事務所の雰囲気は

地方事務所で働くことの魅力は、若い頃から様々な業務に携わることができる点です。近畿中国四国事務所の職員数は約40名と多くはないので、係員であっても、責任のある業務に主体的に携わることができます。

はじめのうちは、事件処理の進め方や法律の考え方などに悩むことが多々ありましたが、そんな時、上司に相談すると的確なアドバイスをいただけるので、自らの成長につなげることができる機会に恵まれた職場だといえます。

また、近畿中国四国事務所は、職員同士の仲が良いことも魅力です。ランチタイムには庁舎近くの大坂城にて職員同士でお花見をしたり、休日にはバーベキューや日本酒の利き酒イベントに行ったりしています。

2 経済取引指導官

合併や株式所有などの企業結合についての届出等に基づいて、企業結合によって競争が制限されることとならないかなど、個別に審査し、競争が制限されることとなる場合には、合併内容の変更等の措置を講じさせています。また、中小企業等協同組合の届出の受理、業界団体の独占禁止法に関する相談の業務も担当しています。

3 取引課

不公正な取引方法の指定に係る調査や指導等を行っています。また、消費者庁との協力の下、景品表示法違反事件の調査業務等も担当しています。



原 洋一 Hara Yoichi

北海道事務所 第一審査課長
[平成9年4月入局]

少数精鋭ながら
バランスの良いメンバーで
個性や適性を活かして取り組める



家族と旅行先で

◆北海道事務所第一審査課の業務について

北海道事務所第一審査課では、価格カルテルや優越的地位の濫用といった独占禁止法違反行為に関する情報提供や申告(調査依頼)を受け付けている(端緒業務)ほか、これらの情報等に基づいて資料や証拠を収集する調査をしています。また、第二審査課と協力して独占禁止法違反被疑事件の調査もしており、事件関係人の事務所への立入検査や事件関係者から事情聴取などを行っています。本局の担当課室との連絡・連携を密に取って情報共有を図り、迅速処理、厳正な措置を目指して仕事に取り組んでいます。

私は、第一審査課の責任者として、課としての目標や方針を示し、担当者の業務の配分や進捗管理のほか、若手職員の育成に力を入れています。事件の調査では、事情聴取の主任官、立入検査のキャップを務めたり、調査報告書などの資料作成をしたりしています。

◆北海道事務所の雰囲気は

WLB(ワークライフバランス)が確立され、どの課でもテレワーク、フレックスタイム制度の活用が当然に行われています。年次休暇も取得しやすい環境が整備されています。

北海道事務所には、大所帯の部署はなく、若手職員からベテラン職員までバランスよく人員が配置されていて、各人に責任のある仕事が任されています。任されていますから若手職員であっても積極的に意見や提案をしていますし、中堅・ベテランの職員はそれにちゃんと耳を傾けて受け止めてくれます。それはどの課でも同じで、職場のあちこちで若手職員と中堅・ベテランの職員が仕事の進め方を話し合ったり、必要なアドバイスをしたりする光景をよく見かけます。



穂積 将 Hozumi Sho

東北事務所 第一審査課審査専門官
[平成23年4月入局]

誰にでも望ましい市場となるように
課を越えたチームワークで
一人一人が責任ある業務を担当



好きなアイドルのライブに

◆東北事務所第一審査課の業務について

東北事務所第一審査課では、独占禁止法に違反する疑いのある行為に係る情報を収集する端緒業務や、独占禁止法違反被疑事件の審査業務など、本局でいえば審査局全体で行っているような仕事を幅広く行っております。いずれの業務でも本局の担当部署と連携し、今後の方針について議論を重ねることで業務を円滑に進めております。人数は多くありませんので、一人一人が大きな責任を背負って業務を行っております。楽な仕事ではないですが、私たちの仕事が事業者にも消費者にも望ましい市場の形成につながるのならば、素晴らしいことだと思いませんか? 私は、独占禁止法違反の疑いがある行為の情報、いわゆる申告の対応を行っています。受け取った情報は、迅速かつ的確に必要な調査をすることで公正かつ自由な競争の促進に貢献しております。

◆東北事務所の雰囲気は

雰囲気が悪い職場で仕事はしたくないですよね。東北事務所の職員は(私も含めて)穏やかで優しい人たちなので、課を超えて非常に和気あいあいとしております。だからと言って決して怠けているわけではなく、業務中は積極的な意見交換が交わされております。やるときはきちんとやる。これは仕事で大事なことです。

また、今のご時世にきちんと適応しており、テレワーク、フレックスタイム制度や育児休業等を利用して、各々のライフスタイルに合わせた業務をしています。

かく言う私も適度に年次休暇等を取り、仕事だけではなくプライベートにも彩りを添えておる次第です。

仕事でもプライベートでもやりたいことをきちんとやる。そんな職場が東北事務所なのです。

4 下請課

下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により下請法違反行為をやめさせるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。地方事務所・支所においても、書面調査により、積極的に下請法違反の発見に努めています。

5 審査課・第一～四審査課

独占禁止法違反についての申告の受付・独占禁止法違反の発見のための調査や独占禁止法違反被疑事件の審査をしています。地方事務所・支所の審査課においては、管轄区域内の独占禁止法違反被疑事件を担当しますが、広い地域にわたって違反が行われているような場合には、本局や他の地方事務所・支所と協力して審査を行います。

業務やコミュニケーションを通じて互いに高めあい成長できる

藤本 元気 Fujimoto Genki
取引部 企業取引課総括係長 [平成30年4月入局]

渡辺 真優 Watanabe Mayu
取引部 企業取引課 [令和5年4月入局]

渡辺 入局当初は、自分が何を分かっているのかも分からない状況で、毎日が不安でした。しかし、課内の先輩方が、たとえば作業中でも手を止めて教えてください、徐々に仕事に慣れることができました。また、私自身も、質問の内容を先輩方に分かりやすくお伝えすることを意識するようになりました。



藤本さんからは、個々の業務に関するアドバイスだけでなく、公取委ひいては公務員としての心構え等、多くの御指導をいただいています。その中で一番印象に残っているのは、周りの職員の方々とのコミュニケーションの重要性です。目の前の仕事に忙殺されるのではなく、その仕事を通して支えていただいている職員の方々への挨拶や感謝の気持ちをきちんと伝えることで、気持ち良く仕事ができたと学びました。

藤本 渡辺さんの育成主任者になっての一番の大きな気付きは、素早く、正しく業務に取り組んでもらうためには、私の指導・業務指示が簡潔・具体的で、分かりやすいことが不可欠ということです。企業取引課の業務は私が経験した中でも圧倒的に処理量が多く、スピード感が求められます。何の業務について、誰に、どのような対応をしてほしいのかをきちんと伝えることが必要だと理解しています。

また、できる限り軟らかい口調で指導するよう気をつけています。私の発言は、それを受け取る渡辺さんにとって、たとえ誤った発言であっても上司からのコメントであると一度受け止めることとなります。きつい口調では委縮してしまいますし、誤った発言であっても誤りを指摘しづらくなります。例えば、失敗を指摘する場合等、私の発言は、渡辺さんにとって「上司」からの発言となることを常に意識し、不要な緊張を生まないよう心掛けています。

渡辺 私が失敗に気がついた時は、藤本さんになるべく早く、正確に状況を報告するように心掛けています。報告の際には、当該ミスの解決方法及び同様の失敗を繰り返さないために、今後、自身が気をつけたいと考えている点をお伝えし、藤本さんから冷静かつ温かいアドバイスをいただいています。

藤本 とはいえ渡辺さんは失敗しないので。なんていうと変なプレッシャーになるかもしれませんが、お世辞抜きに係員として十分に働いてくれており、失敗を乗り越えるためのアドバイスを私からした覚えはありませんが、同期の職員と積極的に連絡を取り、情報収集するように薦めています。



渡辺 同期とは、積極的に連絡を取るようにはしています。仕事で関わっている同じ部局の同期と密にコミュニケーションを取ることはもちろんですが、他部局の同期が発信したメールを読み、業務内容や苦労した点を聞く等、率先して情報交換を行っています。自分が今後新しい業務に携わるときの参考にできたらと考えています。

藤本 渡辺さんは、すでにできていることが多いので、今後も様々なことに挑戦をして、しても良い失敗とすると危ない失敗を嗅ぎ分ける（前者であれば果敢に挑戦する）ことを続けていただきたいと思います。

また、私が業務でパタパタしているときに、課長や補佐、係長から渡辺さんに業務の依頼や相談をしていただけることがあり、その結果、新しい業務や時には私が本来すべきである業務にも挑戦していただけることがあります。私とのやり取りだけでは経験できないことや指導が行われ、渡辺さんの刺激につながっていると感じています。

渡辺 藤本さんにアドバイスをいただいていた業務を、その後、自分一人で行うことができた時、成長を感じます。自分でできる業務を少しずつ増やしていくことで、より大きな成長につながりたいと考えています。そして、一つずつ自分でできる業務を増やすことに加え、公正取引委員会の職員として、より責任の重い仕事を遂行できるよう、成長していきたいと考えています。

さらに、藤本さんをはじめ諸先輩方に教えていただいたことを、後輩にも伝えていきたいと考えています。

藤本 渡辺さんに限らず入局1年目の職員には、公取委1年生の間に少しでも多くの業務に取り組み、成功や失敗を経験し、できる限り多くの先輩方に名前と顔を覚えてもらえるように積極的に活動してほしいと思います。

どんなに優秀でも、自分一人だけでできる業務には限界があります。どんなに素敵な意見であっても、自分一人だけの意見のままではおおよそ実現できません。たくさんの仲間とたくさんのサポートがあって初めて自分の業務がこなせ、意見が通せることを認識し、そのための「仲間作り」を今から進めていただきたいと思います。





職員の日

審査局 管理企画課

Maeda Yusei **前田 優成**
[令和5年4月入局]



管理企画課は独占禁止法違反被疑事件を調査する審査局の事務の総合調整を担う部署です。その中で、私は主に審査局の窓口として、他部局からの照会対応や審査局の各課室から寄せられる要望への対応を行っております。そのほかにも、事件審査に関連する業務や国会対応業務なども行っているため、管理企画課は幅広い経験を積める部署だと思います。課内ではテレワークやフレックスタイム制度を利用している方も多く、働きやすい職場だと思います。



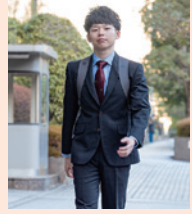
標準的な1日

繁忙期の1日

- 6:00 起床。
- 7:00 ジムにて筋トレ。
仕事をしながらでも続けられています。
- 9:00 登庁。急ぎのメールがないか確認します。
- 10:00 昨日作成した資料を幹部に確認してもらいます。
幹部からの指摘を受け、資料を修正します。
- 11:00 他部局から相談の来ている国際協定案を課内で検討します。
- 12:00 お昼休み。自宅で用意してきたご飯を自席で食べます。
食べ終わったら残りの時間で英語の勉強をしています。
- 13:00 審査局の各課室から上がってくる決裁を処理します。
- 14:30 立入検査を行う上で必要な書類を作成します。
- 16:00 他部局が作成した実態調査報告書案について、
審査局内の意見を取りまとめ上司に確認してもらいます。
- 17:00 審査局の各課室宛てにメールを作成します。
- 18:45 日中にたまっていたメールを処理し、退庁します。
- 19:30 国立競技場にサッカーの試合を見に行きます。
- 22:30 夕食を済ませ、のんびりと音楽を聴きながら、読書します。
- 24:00 就寝。今日も良い一日でした。



- 7:00 起床。筋肉痛がするので筋トレはお休みです。
- 9:00 登庁。タスクを整理し、やるべきことを確認します。
- 10:00 第〇審査の作成した書類について、過去例との整合性や公用文として不備がないか確認します。
- 12:00 お昼休み。気分転換に日比谷公園でご飯を食べます。
- 13:00 他省庁との意見交換会で使用する資料を作成し、課長に確認してもらいます。
- 14:30 国会議員から問い合わせのあった件について、上司と一緒に議員会館に行き対応します。
- 16:00 他部局から審査局に寄せられた照会について、審査局の各課室にメールを送信します。
- 17:30 専門誌に掲載する原稿のたたき台を作成します。
データや情報に誤りがないように注意しながら作業します。
- 19:00 審査局の各課室に作業をお願いするための準備をします。
- 20:00 第〇上席が扱っている事件に関する報告書を読み終え、退庁します。
- 21:00 アニメを見ながら、近所のスーパーで購入したお惣菜を食べます。
- 24:00 就寝。充実した一日でした。



OFF TIME

8月には休日と合わせて9日間の夏季休暇を取得し、ドイツにいる知人に会いに行きました。ライン川沿いを歩いたり、大聖堂を見学したりと、非常に刺激的な体験をすることができました。非日常的な体験をすることで、より一層業務に身が入るのだなと感じました。



Sugisawa Ai 杉澤 愛

[令和4年4月入局]

私は、独占禁止法違反被疑事件の審査業務や、それに係る総括業務を行っています。審査業務としては、独占禁止法違反の疑いのある企業に立入検査をしたり、関係者に事情聴取を行ったりします。総括業務としては、内部の意志決定に係る手続や、他課室からの連絡の対応など、審査業務を円滑に進めるために必要となる業務を行います。

事件の進捗状況によっては、業務が多数発生し、退庁時刻が20時を回ることもあります。ほとんどの日は定時で退庁できています。また、上司は、休暇・テレワーク・フレックスタイム制度を積極的に活用できる雰囲気を作ってくれています。



公正取引委員会の存在

業務紹介 法執行

業務紹介 政策立案

業務紹介 チーム海外地方
個別育成制度対談

職員の一日
ワークライフバランス

新人職員の声
採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

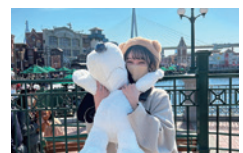
標準的な1日

繁忙期の1日

- 7:00 起床。
- 7:00 登庁。メールチェックをします。
- 9:30 勤怠管理等の庶務業務を行います。
- 10:00 他課室からの発注について、
- 10:30 前例を踏まえた対応方針を上司に相談した上で、対応します。
- 12:00 お昼休み。デスクで昼食をとることもあれば、同期と職場の近くの飲食店でランチをすることもあります。
- 13:00 課内打合せ。課内で作業の進捗状況や現状の課題を共有し、今後の事件審査方針について議論します。
- 15:00 課内で作成された資料をチェックしたり、事件に関する資料を読み込んだりします。
- 17:00 コピー室の清掃やコピー機の用紙の補充を行います。
- 17:00 翌日以降にやるべき作業をリストアップしておきます。
- 18:00 退庁。帰路にある駅ビルに寄って買い物をすることもあります。
- 18:15
- 20:30 帰宅。ドラマやバラエティ番組を視聴し、のんびり過ごします。
- 23:00 明日に備え、早めに就寝します。



- 7:00 起床。
- 7:00 登庁。メールチェックをします。
- 9:30 勤怠管理等の庶務業務を行います。
- 10:00 審査業務に関する研修を受講し、知見を深めます。
- 10:30
- 12:00 お昼休み。忙しいときでも、1時間しっかり休むようにしています。
- 13:00 備品を借りるため、他課室と調整の上、申請手続を行います。
- 14:30 来客対応。あらかじめ会議室の準備等しておきます。
- 16:00 事件審査を進める上で必要となる手続に関する決裁を起案します。
- 16:30
- 17:00 関係者からかかってきた電話に対応し、課内の担当者に引き継ぎます。
- 19:00 前日に行ったヒアリングのメモを作成し、上司に確認してもらいます。
- 20:00 資料やマニュアルを読み込み、翌日以降に行われるヒアリングに備えます。
- 21:30 業務が一段落したところで、退庁。
- 21:30 帰宅。自宅で夕食をとります。
- 24:00 就寝。



OFF TIME

平日は、終業後、家でテレビを視聴しながらご飯を食べたり、散歩したりすることで、リラックスするようにしています。休日は、カフェや美術館に行き、平日にたまった疲れを癒やします。最近では、休暇を取得して友人と大阪旅行に行き、羽を伸ばしてきました。



職員の日

取引部 取引企画課相談指導室

Koda Soyoka 幸田 そよか

[令和5年4月入局]



私は、相談指導室に所属し、相談対応業務及び総括・庶務業務を行っています。実際に電話や面談で相談に対応するだけでなく、相談対応に必要な手続や作業等を円滑に行えるようサポートする業務を担当しています。

相談者の事業計画の関係上、同時期に相談が立て込むことや、回答時期が近づいてくると、遅くまで作業する日もありますが、基本的には19時頃には退庁できています。フレックスタイム制度やテレワークを利用しやすい環境なので、忙しいながらもワークライフバランスを意識しやすい職場です。



標準的な1日

繁忙期の1日

7:00 起床。

8:15 ニュースを見ながら支度をし、出勤します。

9:30 始業。本日締め切りの発注等を確認し、業務の優先順位を決めます。

10:30 受け付けた相談の対応方針について室内で打合せ。

12:00 昼食。地下の食堂や近場の飲食店でご飯を食べます。

13:00 他課室からの発注に対応。発注内容を確認し、対応方針を上司と検討します。

15:00 相談者と面談。相談者から提出された資料を基に、相談者が今後行おうとする行為が独占禁止法上問題とならないか検討します。

16:30 相談対応資料の作成。面談の内容をメモに起こし、上司に修正をしていただいてから室内に展開します。

18:30 翌日に備えて業務の整理を行います。

19:00 退庁。

20:00 帰宅。ゆっくりお風呂に入ってリラックスします。

22:00 就寝。デスクワークで目が疲れているのでアイマスクで目元を暖めながら寝ています。



7:00 起床。

7:00 始業。

9:15 前日に作成した資料の確認。一晩寝かせて資料の構成等を再確認し、上司に提出します。

10:00 受け付けた相談の対応方針について室内で打合せ。

11:00 午前中に届いたメールを確認し、対応方針を検討します。

12:00 昼食。お弁当を購入し、自分の席で昼食を取ります。

13:00 講師派遣やヒアリング等の出張に関する決裁を起案。

13:30 相談の電話に対応。相談の電話は時間を問わずかかってきますが、お昼過ぎに集中することが多いです。

15:00 部内の打合せに同席。打合せで使用した資料とメモを基に上司に報告(若干の修正を行って完成)。

16:30 他課室からの発注に対応。

18:30 上司に依頼された資料を作成。

21:00 室内の庶務業務への対応。

21:30 退庁。

22:30 帰宅。家に帰るといつの間にか寝落ちしてしまいます。



OFF TIME

休日には、バレーボールや水泳をしています。業務中は座っていることが多いので、休日に体を動かしてリフレッシュしています。体を動かした後に、ご飯の美味しいお店を探すのがマイブームです。散歩をしながら新しいお店を開拓しています。



東北事務所 総務課

Nakayama Ryuki 中山 竜希

[令和4年4月入局]

私は、東北事務所の総務課に所属し、相談対応、会計、広報・広聴及び採用業務を行っています。相談対応では、事業者や消費者から寄せられる独占禁止法に関する相談に対して、考え方や解釈を回答します。広報・広聴業務では、東北地区の中学校や高等学校に出向いて、独占禁止法教室を開催することにより、公正取引委員会及び独占禁止法の普及啓発活動を行っています。採用活動では、人事院が主催する採用イベントでの広報活動から、実際の官庁訪問での採用面接の面接官も行っています。



標準的な1日

テレワークの1日

- 7:00 起床。
- 7:00 登庁。コピー用紙の補充等、事務所内の職場環境を整える。前日に整理したやることリストを確認します。
- 8:00 新聞で情報収集。東北管内の新聞を中心に、公正取引委員会や独占禁止法等に関連する情報を収集します。
- 8:30 独占禁止法教室の講師として、仙台市内の中学校へ。生徒の皆さんがより理解しやすいよう、工夫しています。
- 9:00 帰庁して昼食。先輩と一緒に牛タンを食べます。
- 13:00 合同庁舎の管理に関する会議に出席。今年度の予算執行状況の確認と、来年度の予算について、他省庁と話し合いをします。
- 15:00 独占禁止法の相談のために来庁した相談者の対応を上司と一緒にしています。
- 16:00 事務所のWebサイトの編集作業。意見交換会や採用等のイベント情報を公開しています。
- 17:15 終業。業務が落ち着いた時期には、上司とご飯を食べに行くこともあります。
- 19:00 帰宅。
- 21:00 日課の読書を済ませて、就寝。



- 7:00 起床。
- 7:00 業務開始。メールチェック。
- 8:30 事務所の運営に必要な各種会計業務を行います。
- 9:00 請求書の提出や、備品や消耗品の調達に必要な見積書の提出依頼をメールで行います。
- 10:00 前日に独占禁止政策協力委員から聴取した意見のメモを作成し、上司に提出します。
- 12:00 昼食。
- 13:00 合同庁舎の光熱費等の各種費用の会計処理を行います。加えて、合同庁舎の運営協議会で求められた資料を作成し、上司に確認をお願いします。
- 14:00 職員の勤怠管理を行います。間違いのないように確認を行っています。
- 15:00 上司から依頼のあった資料の作成と報告。前日に受けた相談対応のメモを作成し、上司に確認をお願いします。
- 17:00 明日、出勤した際に処理する業務の整理とスケジュールの確認をします。
- 17:15 終業。
- 20:00 就寝。



OFF TIME

業務時間外や休日では、漫画を読むことに没頭しています。大きい画面のタブレットで、大好きな漫画を読むことで、良い気分転換になっています。



公正取引委員会の存在

業務紹介 法執行

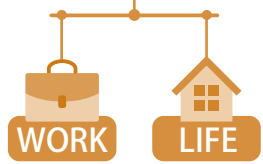
業務紹介 政策立案

業務紹介 チーム海外地方
個別育成制度対談

職員の1日
ワークライフバランス

新人職員の声
採用に関するQ&A

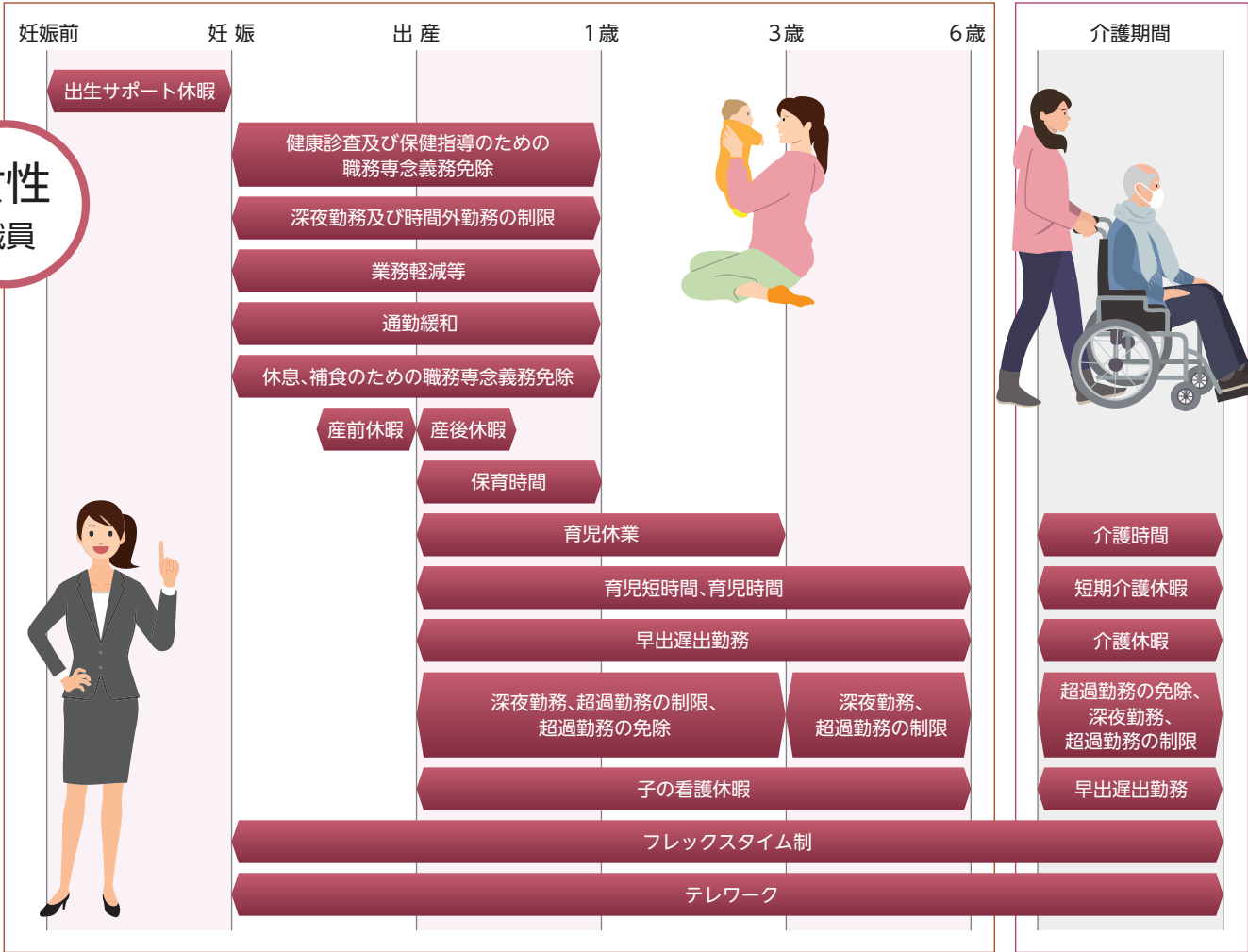
キャリアステップ・研修



ワークライフバランス

育児・介護の両立支援制度の内容と利用可能期間

女性職員



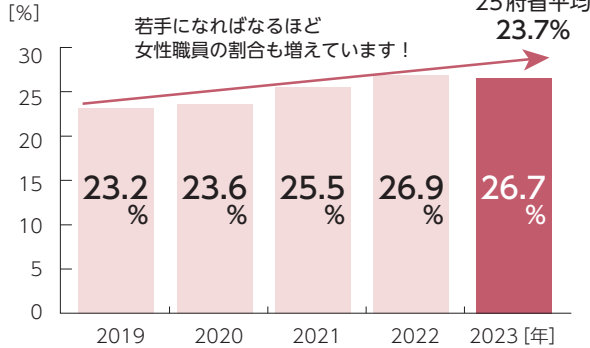
男性職員



女性職員の活躍

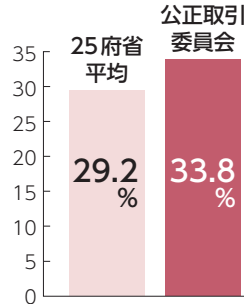
多くの女性が活躍しています！

● 女性職員の割合

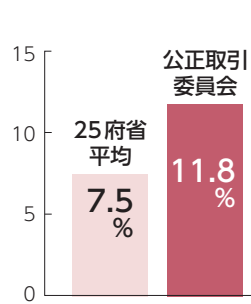


2023年7月1日現在 ※ 女性国家公務員の登用状況のフォローアップ (2024年1月公表)

● 係長に占める女性職員の割合 (本省係長相当職)



● 管理職に占める女性職員の割合 (本省課室長相当職)



平均年間総超過勤務時間及び 年次休暇取得日数

● 2022年 職員一人当たり

平均年間
総超過勤務時間
251.8時間

1か月平均
20.9時間

配属される部署や時期等によって超過勤務時間は異なります。



● 2022年 職員一人当たり

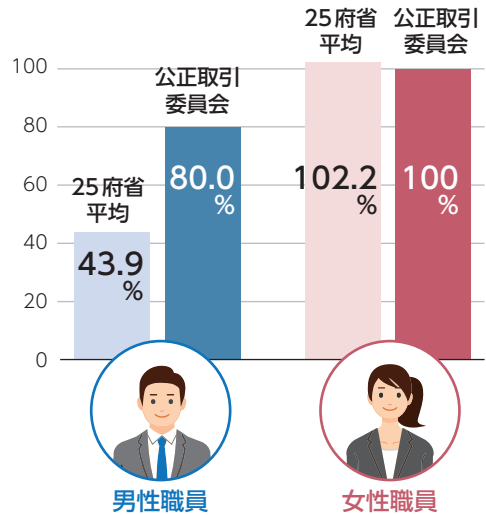
平均年次休暇取得日数
14.1日

夏休みは連続5日以上
の休暇取得を奨励しています！



育児休業の取得割合

● 育児休業取得率 (2022年度)



※ 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ (2024年1月公表)

ワークライフバランス推進のための取組例

● 公正取引委員会ではワークライフバランス推進に向けて様々な取組を行っています。

働く女性のための休息室

妊娠・育児などにおけるサポートの一つとして、妊娠中の職員がつわりなどで少し休憩したいとき、育児休業から復帰した職員が搾乳などをしたいときに、自由に利用できる「働く女性のための休息室」を庁舎内に設置しています。妊娠していなくとも、生理が辛いときなどにも利用することもできます。



男性職員の育児参加促進の取組

公正取引委員会の2022年度の男性職員の育児休業取得率は80.0%と政府目標の30%を大きく上回っています。

公正取引委員会では、職員が妊娠又は配偶者が妊娠した場合に、職員が人事課に出生予定届を提出することになっており、男性職員から出生予定届の提出があると、官房人事課長からその職員の管理職に対して、職員が育児参加できるように配慮することや職員の希望を踏まえて育児参加のための休暇や休業の取得計画を作成するように依頼しています。これにより職員は管理職から育児休業等の取得を勧められるなど、育児参加のために育児休業等を取得しやすくなります。

このように公正取引委員会では、男女関係なく仕事と家庭を両立できる環境作りに取り組んでいます。

新人職員の声



Voice of Senior

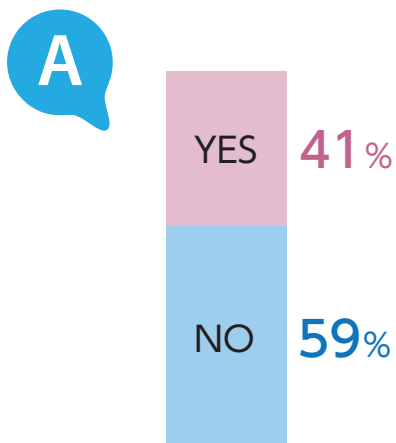
2023 年度入局職員の生の声を聞いてみました！

Q 公正取引委員会を志望した理由は？

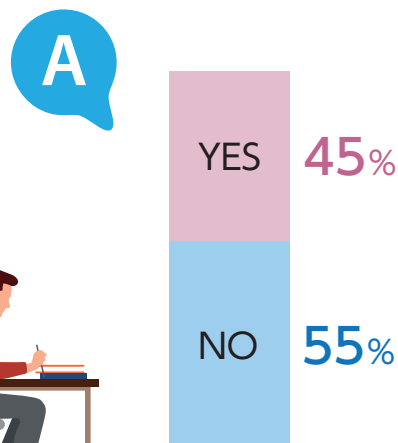
- A
- 政策立案と法執行の両輪という点にひかれたため。
また、一部の事業者のためというよりも、取引環境の整備のためという点も魅力的に感じたため。
 - 公務員の中でも執行官庁として特有の省庁で、立入検査等の経験ができると思ったから。
 - どの部署に配属されても競争政策という軸をもって働けると思ったから。
 - 規模の大きい省庁ではないにも関わらず、競争政策という武器一つであらゆる経済活動のフィールドに立ち向かう姿勢に憧れた。
 - 理念への共感・職員の雰囲気・一本の軸を持ちながら幅広い分野に携われること。
 - 説明会や座談会に参加した際の雰囲気が明るく、こういう職場で働けたらいいなと思った。



Q 学生時代、独占禁止法を学んでいた？



Q 学生時代、経済学を学んでいた？



Q

職場の雰囲気は？

A

- 静かな時もあれば雑談で盛り上がってるときもある。基本的にはアットホーム。
- 各自それぞれの仕事をしているときは静かですが、質問をすれば丁寧に教えてもらえたり、雑談もあつたりと居心地は良い。
- 基本静かで、自分の仕事に集中できる環境ですが、たまに、議論が行われたり、雑談が飛び交ったり、いい雰囲気だと思う。
- 電話での行政相談の時は横で様子を見てくれていて、一緒に考えたり助けたりしてくれる。
- 地方事務所は職員数が少ないため、和気あいあいとした雰囲気。



Q

上司との関係性は？

A

- 私の上司は、頭のキレがよく、コミュニケーション能力も高く、それでいて部下のことを気遣ってくれる憧れの上司だと思う。
- すごく話しやすく、「どのマニュアルを見たら分かるのか」「どういう考え方でこうなるのか」など、分からないことを分かるまで教えてくれる。
- 分からないことは何でも聞いていますが、全部丁寧に教えてもらえる。たまに雑談もする。
- 補佐や管理職に対しても意見を言いやすく、対等に意見を聞いてもらえる。



Q

ランチはどうしている？

A

- 基本的にはお弁当、同期や先輩と地下の食堂等に食べに行くこともある。
- 昼食の時間は、12:00～12:30（なお、昼休憩は12:00～13:00）で済ませている。基本的に、週に3回は、コンビニのおにぎり。週に2回は、同期と法務省地下一階のレストランで550円の大盛りカレーを食べている。（量と値段のバランスが良いため）
- 12時から13時までの1時間。地下のコンビニでご飯を買って、課内で食べることが多い。食べ終わったら昼寝をしている。
- お昼休みは1時間。同期と法務省や農林水産省に食べに行くことが多い。時間休を使って少し遠くに足を延ばす人もいるとかいないとか。



新人職員の声

Q

出勤時の服装は？

A

〈女性〉

- 服装は思ったよりも自由だと思う。
春～夏は、半袖のワンピースやセットアップを着用していることが多い。
ビビッドカラーやモノトーン等の色の服を着て、モチベーションアップにつなげている。
- スボンやスカートにブラウスをあわせて、カジュアルな服装で出勤している。

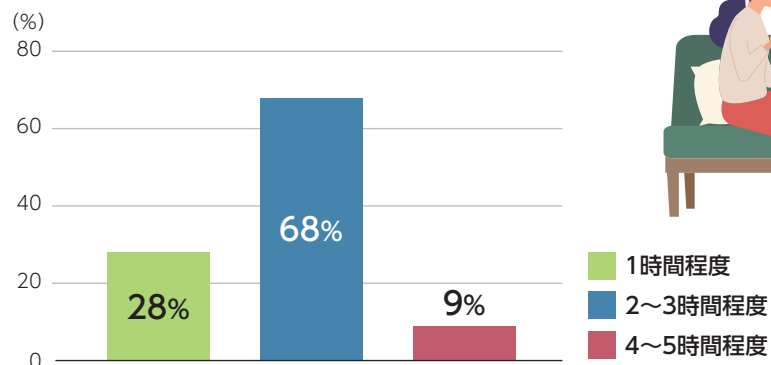
〈男性〉

- 基本はワイシャツにネクタイをして革靴を履いている。
クールビズ期間はポロシャツ、ノーネクタイの格好。
- オフィスカジュアルにスニーカーで出勤している。
ジャケットと革靴をロッカーに置いておき、外部の人等と会うときはきちんとした格好をするようにしている。

Q

平日にどの程度プライベートの時間が作れている？

A

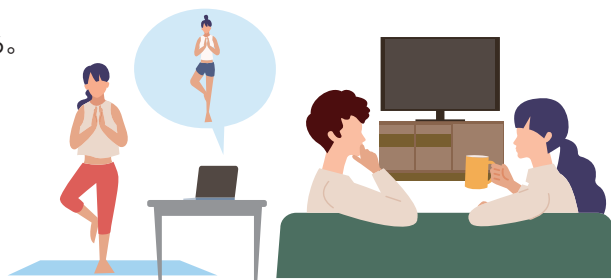


Q

退庁後や休日（プライベート）の過ごし方は？

A

- 映画や野球と趣味に没頭している。学生時代よりも時間が限られているという意識が強くなり、むしろ社会人になってからの休日の方がアクティブになった。
- 近くの公園でバスケットをしたり、ラーメン巡りをしている。
関東にあるラーメン店は有名店が多く、まだ開拓の段階。
- 早く退庁できた日は、家の近くのご飯屋さんに行ったり、映画鑑賞したりしている。
休日は、少し遠出して、おいしい物を食べに行ったり、お買い物をしてリフレッシュしている。
- 平日の退庁後は、翌日に備えて早めに寝る。
早めに退庁できた日は、
同期と夕食を近場で取ってから帰ることもある。
休日は、ダンスを習っているのでダンスで
平日の運動不足を解消したり、
学生時代の友人と遊んだりする。
最近では、カフェの開拓にハマっていて、
本を読みながらのんびり過ごすのが好き。



Q

ワークライフバランスの推進のための取組は？

A

- 取組が想像以上に進んでいて驚いた。
夏季休暇を取れない職員はいなかったし、フレックスタイム制度も自分を含め課室内の過半数が利用している。
- 取組が思ったより進んでおり、1年目でもテレワークやフレックスタイム制度を使えることに驚いている。
- 夏季休暇は5日間+土日で合計9日間とることを課内で推奨されたので、その期間を使って海外旅行にも行ける。
課内にもテレワークやフレックスタイム制度を利用している方は多くいる。
- とても充実していると思う。夏季休暇に関わらず、普段から年次休暇の取得について、先輩や上司から積極的に声をかけてもらえるので、とても取得しやすい。
- テレワーク、フレックスタイム制度は浸透している方だと思う。
自分の業務によると思うが、生活にあった働き方ができると思う。



〇。昨年度入局の先輩からのアドバイス & メッセージ

学生時代にやっておくと良いこと

- 自分の好きなことに目一杯時間をさけると思うので、好きなことをやってほしいです。
- 初めて会う人に10分で自分の魅力を120%伝えられることができる面接の練習をしておくことです。
- アルバイトや旅行など、いろいろな経験をすることです。思わぬところで経験が活きたり、人とのつながりのきっかけになることもあると思います。
- たくさん遊ぶこと。
社会人になると、友人と予定を合わせるのが難しくなるので、学生時代にたくさん遊んでください！
- 海外など少し行きにくい場所への旅行。飛行機が欠航になるリスクを気にせず楽しんでください。
- 勉強でも部活動でも旅行でも、自分がやりたいことを思う存分やっておくと良いかと思います。

これから就職活動をする方へ

- もしかしたら就活を前にして憂鬱かもしれませんが、悩んだ分解放されたときの喜びは大きいです。
うまくいったときの自分を想像して頑張ってください！
- 熱意があれば、必ず伝わります！
説明会でいろいろな職員の話をしきことで、公取委のことを好きになってください。
- 筆記などの教養試験、専門試験で合格点を取ることはもちろんのこと、官庁訪問で、この人と働きたいと思わせられるように努力し、内々定を掴み取っていただきたいです。応援しています。
- 業務内容もちろん大切ですが、職場の雰囲気自分が合うかどうか、職場を選ぶに当たって大切なことだと思います。積極的に説明会に参加して、自分に合う職場を見つけていただけたらと思います。
- 限られた期間でやるべきことが多くあり大変かと思いますが、身体を壊してしまっては元も子もありません。
心身ともに万全の状態頑張っててください。
- なるべく多くの説明会に参加してみてください。説明会は社会を知ることができる貴重な機会ですし、そこで得た知見はどの仕事についても役立つと思います。
また、自分のやりたい仕事を明確にするためにもいい機会だと思います。



採用に関する Q&A



Q1 毎年の採用実績はどのようになっていますか？

A 公正取引委員会では、年齢・性別・出身大学・出身学部などにとらわれることなく、採用を行っています。法学部や経済学部出身者が多いのか？との御質問もよくありますが、公正取引委員会職員の出身学部を見ると、法学部、経済学部の順に出身者が多いというデータはあるものの、文学部や理系学部などの出身者、大学院修了者も多数在籍しています。

過去5年の採用実績（〔 〕内は女性の内数）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総合職	6〔3〕	7〔3〕	6〔2〕	9〔5〕	8〔3〕
一般職(大卒)	12〔7〕	14〔6〕	19〔9〕	13〔7〕	31〔21〕
一般職(高卒)	—	1〔1〕	5〔4〕	4〔3〕	7〔3〕

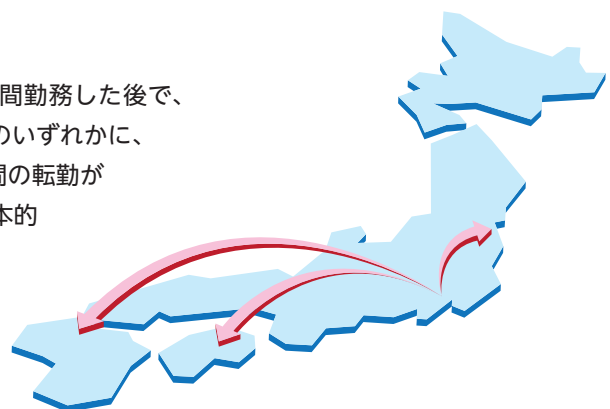
※1「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)をいいます。
※2「一般職(大卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)をいいます。
※3「一般職(高卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(高卒程度試験)をいいます。

Q2 総合職と一般職で業務に違いはありますか？

A 公正取引委員会では、採用区分に関わらず、法執行と政策立案のいずれの業務にも携わります。総合職よりも一般職の方が法執行の業務に携わる機会が多い傾向はありますが、どの職種でも様々な業務を経験することでステップアップしていくことになります。

Q3 地方転勤はありますか？

A 一般職で採用となった場合、入局後一定期間勤務した後で、本局(東京)採用者の場合は地方事務所・支所のいずれかに、地方事務所・支所採用の場合は本局に約2年間の転勤があります。総合職で採用となった場合には基本的に地方転勤はありません。



Q4 どんな人を求めていますか？

A

公正取引委員会が扱う幅広い分野の経済活動について旺盛な知識欲を持って学ぶ姿勢、大企業や中小企業の従業員から一般の消費者まで様々な方と対話できるコミュニケーション能力などの素養、そして何より、公正取引委員会が行う競争政策にともに携わりたいという気持ちを持った方を求めています！

Q5 公正取引委員会の地方事務所で働きたいのですが、採用は行っていますか？

A

一般職（大卒程度）を中心に、各地方事務所等での採用も行っています。詳しくは人事院 Web サイトに掲載される事務所ごとの採用予定者数を確認した上で、各地方事務所等への官庁訪問を行ってください。



官房人事課担当補佐からのメッセージ

公正取引委員会は、今、大きなうねりの中にいます。法執行の分野では、カルテルや談合といった伝統的な事件はもとより、デジタル市場における行為をはじめとする新規性の高い事件にも積極的に対処しています。また、政策立案の領域では、実態調査の実施や他省庁との行政調整を通じた競争環境の整備に加え、最近では、賃上げという政府全体の目標の達成に向けて、労務費の適切な転嫁を実現するための取組等を行っています。社会が引き続き変化していく中で、公取委に対する社会の期待は、一昔前と比較して更に大きくなっていると、強く感じます。

公正かつ自由な競争を守ることは、人間の未来に対する情熱や知性を守り支えることに他なりません。時代の要請に従って、持てるツールを柔軟に活用しながら市場における競争環境を守り、個々の企業が生き生きと創意工夫を発揮できる土台を作るとともに、日本経済の発展に貢献する。力強く、また多様な経済社会の実現に資するため、我々にしかできないこと、我々が取り組むべきことは、数多くあります。

このパンフレットを手にとって我々の業務に関心を持っていただいた皆さん、是非公正取引委員会の業務説明会や座談会に足を運んでみてください。皆さんと議論できることを心待ちにしています。





生活者の視点で 独占禁止法の発展に貢献

稲熊 克紀 *Inaguma Katsunori*

内閣府 規制改革推進室次長（前公正取引委員会事務局官房総務課長）
[平成6年4月入局]

Career

係員	平成6年4月	経済部調査課
	平成7年4月	取引部景品表示監視課
	平成8年4月	審査部管理企画課
	6月	審査局管理企画課
係長	平成8年10月	審査部管理企画課企画係長
	平成9年12月	内閣官房 中央省庁再編等基本法案（仮称）準備室室員
	平成10年6月	中央省庁等改革推進本部事務局主査
	平成12年1月	経済取引局企業結合課総括係長
課長補佐	平成12年10月	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）（心得）
	平成13年7月	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）
	平成14年3月	外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官
	平成16年4月	外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
	平成17年4月	経済取引局総務課企画室長補佐
管理職	7月	審査局管理企画課長補佐（総括担当）
	平成18年7月	官房総務課長補佐（総括担当）
	平成19年6月	経済取引局企業結合課上席企業結合調査官
	平成21年6月	審査局管理企画課情報管理室長
	平成23年7月	審査局第一審査上席審査専門官
	平成26年7月	東北事務所長
	平成28年6月	審査局犯則審査部第二特別審査長
	平成30年7月	審査局第二審査長
	令和2年7月	官房国際課長
令和5年1月	官房総務課長	
令和6年1月	内閣府規制改革推進室次長	

公正取引委員会を志望した理由

「生活者」の視点で仕事ができるということ

就職先を選ぶこと。それは今も昔も人生における大きな選択です。やりがい、給与水準、社会からの評価、仕事を通じて成長できるかetc…。私自身、就職先を選ぶに当たり真剣に悩みました。そして、熟慮の結果、やはり社会全体の奉仕者として働く公務員という職業に魅力を感じ、中でも特定の業界の立場ではなく「生活者」の立場に立って仕事ができ、また、小粒でもピリリと辛そうな公正取引委員会で働きたいと思いました。



係員時代

自分の仕事が人の人生に与える 影響の大きさを知る

入局後、まず経済部調整課（現在の経済取引局総務課）に配属されました。当時はまだ職場に個人用のパソコンもインターネットもない時代。書類を持って職場内を深夜まで走り回っていた記憶があります。2年目には景品表示監視課に異動し、景品表示法（現在は消費者庁の所管）違反事件の調査を担当しました。当時担当した事件の調査を進める中で、調査対象者が勤めている企業を退職する様子を目の当たりにし、自分たちの仕事が企業に勤務する個人や

その家族の人生に極めて大きな影響をもたらすということ、だからこそ真摯に仕事に向き合わなければならないということを強く実感しました。

係長時代

ハードな経験が今の自分の礎に

係長時代には、予算要求、機構・定員要求、法改正、行政調整といった業務を一通り経験し、「役人のイロハ」を学びました。出向した内閣官房では、中央省庁を1府12省庁に再編する「橋本行革」に関連し、「中央省庁等改革基本法案」や「内閣府設置法案」の作成、

局や課の再編等に関与しました。連日の法制局対応等により何日も泊まりが続くような過酷な日々を過ごしましたが、このときに学んだ法改正の実務や粘り強く業務に当たる姿勢等は、後に管理職になって独占禁止法改正（企業結合規制の見直し）を担当した際に大いに役に立ちました。また、このときの出向経験のおかげで、霞が関に多くの「師匠」や「仲間」ができました。当時の上司、同僚とは今でも定期的に集まる仲です。

課長補佐時代

競争法の先進国・アメリカで得たもの

入局7年目以降、企業結合課、審査局管理企画課、官房総務課などで課長補佐を務めるとともに、外務省に出向し、書記官としてワシントンD.C.にある在アメリカ合衆国日本国大使館に3年間勤務しました。

米国の独占禁止法である反トラスト法は、自由主義経済体制をとる大国である米国のフィロソフィーの根幹を成すものの一つであり、その影響力や裾野の広さは、日本のそれらとは比べ物になりません。米国で過ごした3年間は、私の「競争法」に関する知見を大いに広げてくれました。また、米国における反トラスト法の執行機関である司法省や連邦取引委員会等に多くの知己を得ることもできました。そこで出会った70代の弁護士が、「自分が反トラスト法の弁護士をやっていることと決めた頃には、本当にこれで食べていけるのか全く分からなかった。しかし、今では、反トラスト法の弁護士は弁護士の中でも花形だ。自分たちが反トラスト法をここまで育ててきた」と誇らしげに語っていたことが強く印象に残りました。

管理職時代

複数の個人、複数の組織が 一体となったチームで

管理職になってから約15年。上席企業結合調査官として担当した独占禁止法改正や国際的な企業結合事案の調査、情報管理室長として担当した「事件の発掘」、国際課長としてコロナ禍で模索した国際業務など、担当した仕事はいずれも記憶に残るものでしたが、上席審査専門官（国際カルテル担当）として担当した自動車部品のカルテル事件の調査は、私の記憶に深く刻まれています。

自動車部品カルテル事件は、我が国の自動車部品メーカー等による国際的なカルテル事件です。自動車部品カルテル事件では、公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会が同時に立入検査を行うなど、複数の国・地域の競争当局が協力しつつ調査を進めました。立入検査のタイミングや措置の対象範囲等について他の競争当局と密接な情報交換や調整が必要でしたが、米国司法省の担当課長がたまたま米国勤務時代からの知り合いだったこともあり、調整等を比較的スムーズに進めることができました。

また、独占禁止法違反事件の調査は、決して一人でできるものではなく、事件の解明に向け懸命に取り組む審査官・事務官との「チーム」としての共同作業です。自動車部品カルテル事件でも、1年以上の年月をかけ、チームの皆が協力して事実を明らかにし、調査を行っていた競争当局の中で最初に措置をとることができた際には、非常に大きな達成感を得ることができました。

独占禁止法をより 時代に即したものにしていくために

私が公正取引委員会を就職先として選んだ1994年、公正取引委員会の定員は500人ほどにすぎませんでした。しかし、我が国における独占禁止法のプレゼンスの高まりとともに定員も増え、今では900人を超える職員が公正取引委員会です。同時に、独占禁止法を専門とする弁護士の数も増えてきました。

また、世界的に見ても競争法を持つ国・地域は130を超えるまでになり、競争法の適用基準の国際的な収斂、国際的なカルテル事件や企業結合事案への対処等における公正取引委員会への期待も高まっています。

そのような状況の下で、微力ではあるものの、独占禁止法の発展に関わることができたのは非常に幸運でした。また、これまで経験してきた仕事を改めて振り返ってみると、公正取引委員会はその部署にいても生活者の視点で物事を考えることができる職場でした。就職してから三十年ほどが過ぎましたが、公正取引委員会を就職先を選んだ自分の選択に間違いはなかったと思っています。

他方で、「生成AIに関する独占禁止法上の問題とは？」「複数の国に影響を与えるビッグテックの反競争的行為に対して競争当局間でどのような協力等を行っていくべきか？」「賃金の上昇や格差の縮小に独占禁止法・競争政策が寄与できることはないのか？」「人口減少時代における競争政策のあり方は？」など、独占禁止法を取り巻く課題・問題は今日でも少なくありません。独占禁止法は、まだまだ発展の余地のある法律、つまり「育てていける法律」なのです。

私がかつて米国で出会った反トラスト法の弁護士は、自分たちが反トラスト法を育ててきたことを誇らしげに語っていました。私もこれからも引き続き、業務等を通じて「独占禁止法を育てていくこと」に貢献していきたいと思っています。



公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会というと独占禁止法の執行機関というイメージが強いのではないかと思います。実際には、独占禁止法違反事件の調査だけでなく、法改正や国際的な業務、他省庁での勤務等、様々な業務を経験することを通じて、自らを磨いていくことができる職場です。独占禁止法や公正取引委員会に少しでも興味を持った皆さん、是非公正取引委員会の扉を叩いてみてください。



幅広く多様な業務を経験し 自らの得意分野で活躍できる

藤岡 賢史 *Fujioka Masashi*

取引部 企業取引課下請取引調査室上席下請取引検査官
[平成7年4月入局]

Career

係員	平成7年4月	採用(近畿事務所第一審査課)
	平成8年4月	近畿事務所第二審査課
	平成9年7月	近畿事務所経済課
	平成11年7月	近畿事務所第二審査課
係長	平成11年10月	近畿事務所第二審査課 審査専門官(昇任)
	平成13年7月	財務省近畿財務局総務部経済調査課
	平成14年7月	財務省近畿財務局総務部経済調査課 調査官
	平成15年7月	近畿中国四国事務所取引課 取引係長
	平成17年7月	審査局管理企画課情報管理室 審査専門官
	平成19年7月	審査局第二審査 審査専門官
課長補佐	平成21年7月	審査局第二審査 審査専門官(庶務担当)
	平成24年7月	取引部取引企画課相談指導室 室長補佐(指導担当)(昇任)
	平成27年7月	審査局第五審査 審査専門官(主査)
	平成29年3月	審査局第一審査 審査専門官(主査)併任
	令和元年11月	審査局犯則審査部第二特別審査 審査専門官(主査)
管理職	令和3年1月	審査局第一審査 審査専門官(審査長補佐(総括担当))
	令和3年7月	内閣府沖縄総合事務局総務部 公正取引室長
	令和5年4月	取引部企業取引課下請取引調査室 上席下請取引検査官(昇任)

公正取引委員会を志望した理由

やりがいのある業務内容とアットホームな雰囲気が決め手

私は、どの役所に官庁訪問するか悩んでいた頃、たまたまニュースで公正取引委員会が大きく取り上げられたので、すごく興味を持ちました。それまで公正取引委員会の仕事のことをよく知りませんでしたが、近畿事務所を訪問して具体的な業務説明を受け、大企業の不正を摘発し、弱い立場の中小企業や消費者の利益を守る公正取引委員会の仕事はやりがいがありそうだったことと、職場の雰囲気がアットホームで動きやすそうだったことから志望しました。



係員時代

上司や先輩の教えを支援に 主体的な仕事ができるように

私は、近畿事務所で係員時代を過ごしましたが、第一審査課では申告の受付や不当廉売の調査など、第二審査課では入札談合事件等の立入検査や事情聴取など、経済課では企業結合審査や事業者団体の相談対応などを担当することで、公正取引委員会の仕事の基礎を学びながら「プレーヤー」として歩み出しました。

係員の頃は、法律やマニュアルなどを勉強しながら、上司や先輩から仕事のノウハウを教えられることもあり、様々な場面でフォロー

してもらったりしながら経験を積んでいったことで、徐々に、自分が主体的となることができるが増えていきました。

特に思い出深いのは、係員2年目で、入札談合事件の事情聴取を任せられたことです。かなり緊張しましたが、優秀な上司がフォローしてくださったおかげで、関係人から供述調書を取ることができ、大きな達成感が得られるとともに、チームみんなで助け合って仕事をする大切さを学びました。

また、仕事以外でも、職場の野球チームに入って週末に試合をしたり、職場の皆さんとお花見やバーベキューをするなど、近畿事務所での楽しい思い出がたくさんあります。

係長時代

異動を通じて広がる人脈と深まる経験

係長になってからは、自分が先輩から教えてもらったように、部下の育成にも力を入れて取り組むようになりました。

そして、係長時代に、財務省近畿財務局への出向と、本局（東京）への転勤という二つの大きな転機を迎えました。

近畿財務局では、管内の経済情勢の調査・分析や統計調査を担当し、組織風土や仕事の進め方の違いなどを経験することができましたし、何より皆さんが温かく迎えてくれて人脈も広がり、人事交流の大切さを肌で感じました。そして、取引課で景品表示法を担当した後、本局へ転勤することになりました。

転勤する前は何かと不安でしたが、配属された情報管理室では、良い上司や同僚に恵まれたので、本局の職場や仕事にもすぐに慣れることができました。

そして、第二審査の審査専門官となった最初の頃に、検察庁の検察事務官高等科研修に聴講生として参加させていただいた経験が、その後の事件審査で大いに役に立ちました。

第二審査では、5年間、優秀な審査長と事件キャップの下で、出向検事や任期付弁護士の方から様々なことを教わりながら、大規模な独占禁止法違反事件を数多く担当することができ、「メインプレーヤー」として事件審査で活躍できるようになっていきました。

課長補佐時代

積み重ねた知識や経験を活かし幅広く奮闘

相談指導室では、大企業や事業者団体から社会的影響の大きい相談が寄せられると、ガイドラインや過去例等に照らして考え方を整理して幹部に説明し、委員会までの議論を経て回答することも多かったため、独占禁止法の知識が深まった3年間でした。

その後、第五審査、第一審査、第二特別審査では、審査専門官（主査）として、チームの指揮を執りながら、自分で事情聴取等を行う「プレイングマネージャー」として事件審査を担当しました。

事件審査では、調査方針を立ててチーム内の役割を決め、みんなで協力して調査を進め、物証や供述等を基に違反事実を認定して、排除措置命令等を行います。排除措置命令等を行って公表すると、毎回、ニュース等で取り上げられますので達成感を得られました。

特に達成感が大きかったのは、官製談合事件と犯則事件の二つです。

まず、官製談合事件では、少数精鋭のチームを率いて、入札参加業者間の調査に加えて、発注者の職員を取り調べて談合への関与を立証したことで、事業者への排除措置命令等とともに、知事に対して改善措置を請求することができました。

次に、犯則事件では、初動から告発まで一貫して担当し、裁判所への令状請求、出向検事とのチーム、東京地検特捜部との合同捜査を経て告発することができ、相手は訴訟で争うこともなく、早期に有罪判決が確定したので、大きな自信につながりました。

このように、公正取引委員会では、各部署の職員がやり遂げた業務の結果を公表し、ニュース等で取り上げられることが多く、達成感が大きくやりがいを感じることができ、私が官庁訪問の際に思い描いた将来が現実のものとなりました。

管理職時代

プレーヤーからマネージャーへ
働きやすい環境づくりに尽力

令和3年7月に、内閣府沖縄総合事務局に出向して公正取引室長（本局課長補佐相当）に就任し、沖縄管内の公正取引委員会の業務の責任者となりました。

沖縄では、他の地方事務所長等と同じように「マネージャー」として、全ての業務の決裁を行うほか、人事、広報、有識者との意見交換、講演会の講師、他省庁との調整、記者会見、機構定員要求等、これまでやったことがなかった仕事を幅広く経験し、また、沖縄の人々との親交も深まって、楽しく充実した日々を過ごしました。

特に感慨深い出来事は、沖縄復帰50周年記念式典の運営に携わったことと、職員の増員が認められて「公正取引課」にバージョンアップできたことです。

そして、令和5年4月に本局に戻ってからは、公正取引委員会の管理職である上席下請取引検査官となり、下請法違反事件の調査の指揮を執る立場として、各検査官が「やりがい」をもって仕事にチャレンジでき、みんなで助け合う「チームワーク」を大切に、それぞれのライフスタイルに合った「働きやすい」環境づくりを心掛けています。



公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会には、事件調査を担当する部署のほか、競争政策を担う部署も多く、幅広い業務を経験してキャリアを積んでいくことができます。

また、私のように、地方での幅広く多様な業務や、本局で事件調査の経験を積み重ねてスペシャリストとしての道を歩むケースもありますので、皆さんそれぞれの得意分野で活躍することもできます。

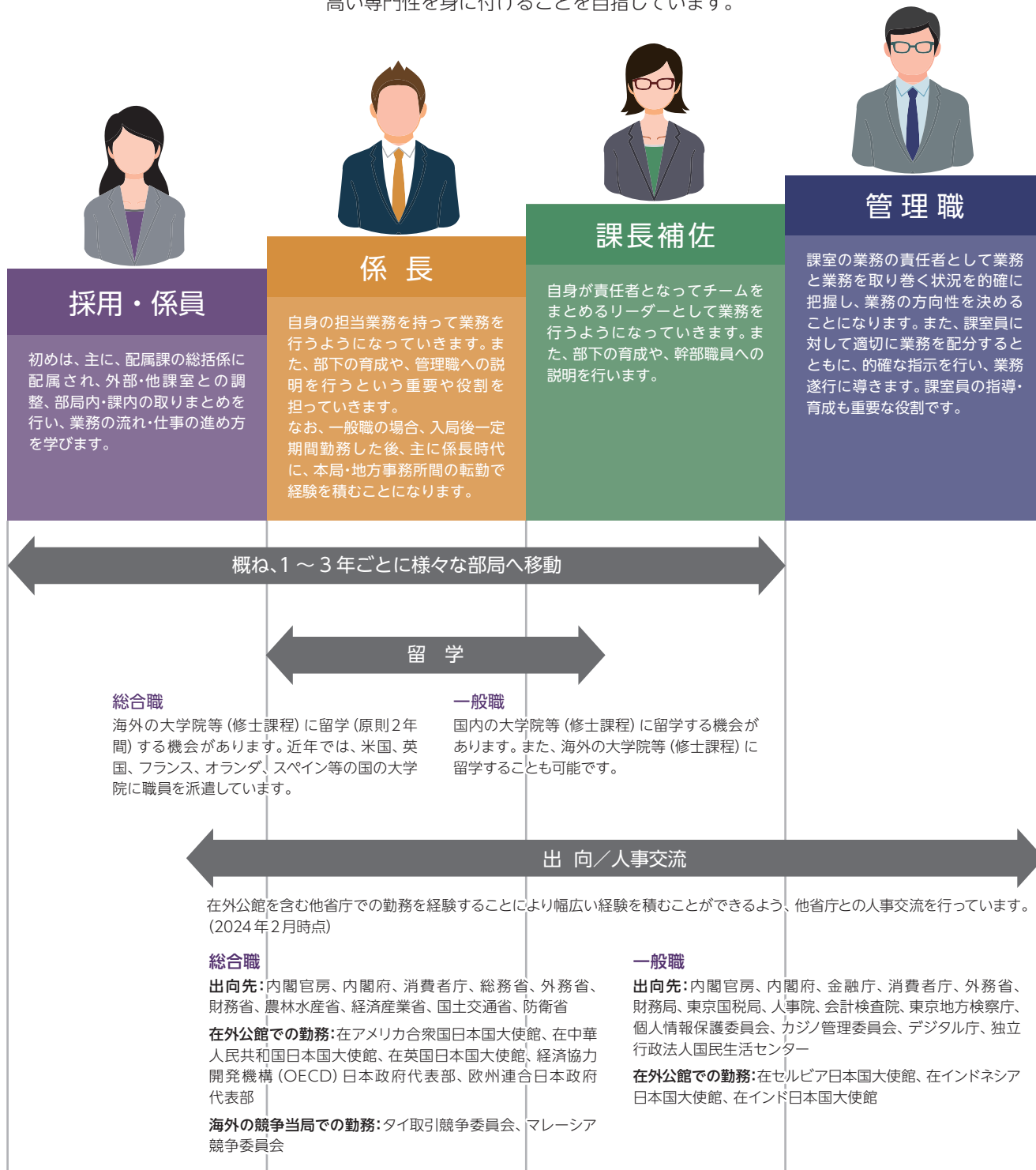
さらに、公正取引委員会は、立場に関係なく意見を出し合い、チームみんなで助け合って仕事をする雰囲気があり、ワークライフバランスにも配慮した働きやすい環境になっています。

皆さんと一緒に楽しく働ける日を心待ちにしています。

キャリアステップ

採用後のキャリアステップ

採用後、公正取引委員会の重要業務である事件審査業務を含め、約1～3年ごとに様々な部局を異動し、幅広い経験を積むこととなります（なお、総合職の場合、採用されてしばらくは、1年ごとの異動が多い傾向にあります）。このほか、公正取引委員会の本局・地方事務所間の転勤、海外大使館を含む他省庁での勤務、国内外の大学院へ留学する機会も用意されています。このような多様な経験を積む中で、視野を広げるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。

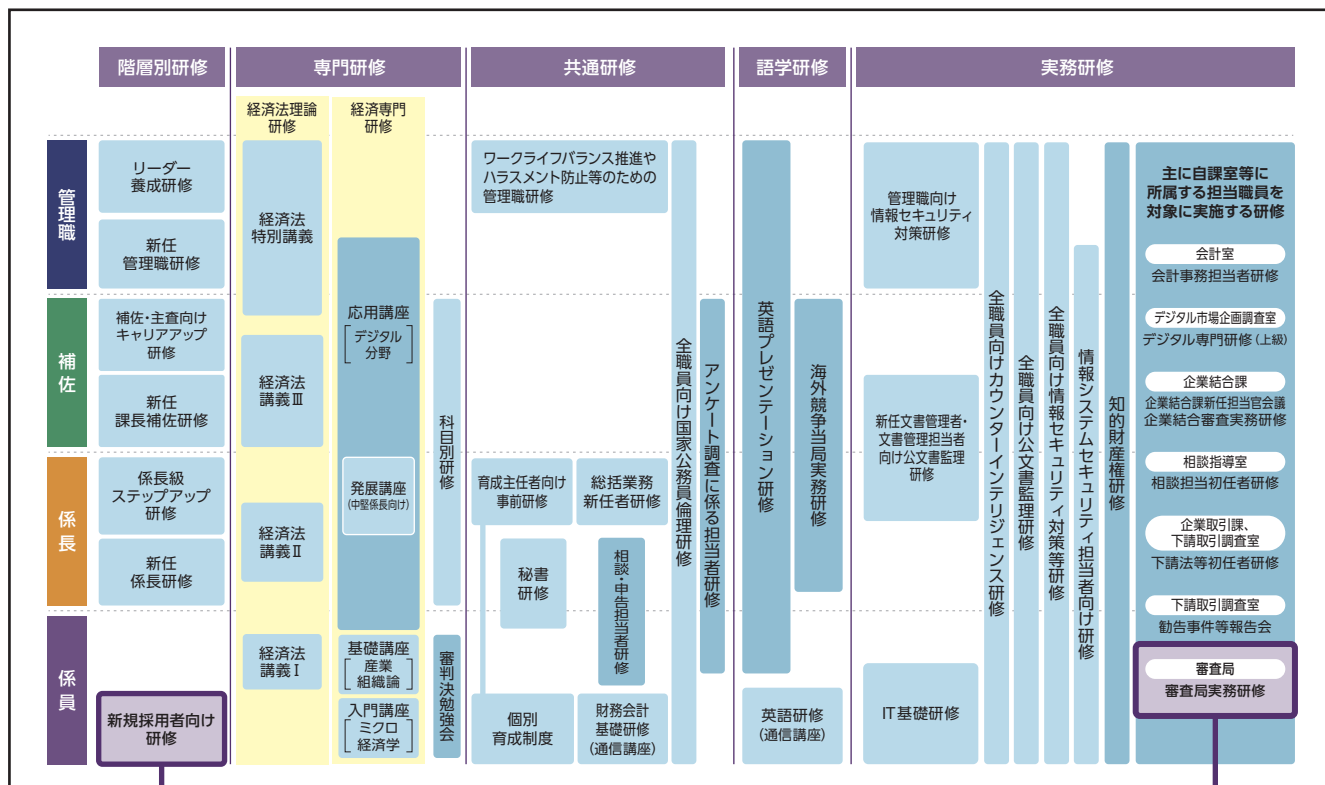


給料はどのくらい？

総合職・一般職

給与については、各府省とも人事院で定めている規定に従って支給することとされています。総合職(大卒程度)の場合、初任給は約23万円、一般職(大卒程度)の場合、初任給は約22万円(東京都特別区内勤務の場合。法律の改正により、額が変動する場合があります。)です。この他に、期末・勤勉手当(ボーナス)、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。

令和5年度研修体系図

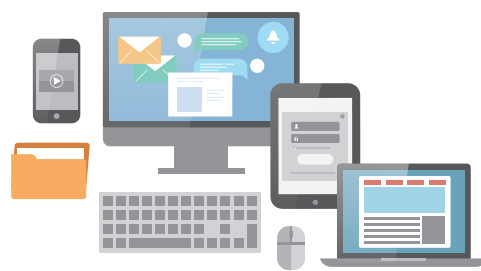


新規採用者研修について



公正取引委員会では、採用後約1か月の時間をかけて、新規採用者研修を実施しています。新規採用者研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公正取引委員会職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。中でも、公正取引委員会の仕事で欠かすことのできない独占禁止法に関する講義には、合計20時間を超える時間をかけていて、学生時代に独占禁止法に触れたことがない人であっても独占禁止法の基礎的な知識を身に付けることができる内容となっています。公正取引委員会が行う研修で、1か月の長期間、同じメンバーが集まって受講する研修はほかになく、同期同士のきずなを深める絶好の機会にもなっています。

実務研修について 審査局実務研修(初任者基礎研修)



公正取引委員会では、審査局へ初めて配属された職員を対象として、初任者基礎研修を実施しています。この研修は、審査局の初任者が業務を適正に行うために必要となる基礎的な知識や技能を習得できる内容となっており、例えば、独占禁止法に違反している疑いがある会社に対して行う立入検査に関する講義・実践演習や、供述聴取(事情聴取)に関する講義や演習などを合計15時間近くかけて実施しています。また、近年のIT化の進展に伴い重要性が増している電子証拠(メールやスマートフォンのデータ等)を立入検査時に適正かつ的確に収集できるよう、電子証拠の収集に関する講義に加えて、特殊なソフトウェアを用いた実習を行っています。



公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/>



採用に関するお問い合わせ先

〒100-8987

千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

公正取引委員会事務局官房人事課人事係

TEL：03-3581-5471 (代表) / 03-3581-5475 (直通)



- 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅 B1a出口
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関」駅 A1出口
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1出口
- 東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5番出口

最新の情報を掲載しています

 <https://x.com/jftc>



 <https://www.facebook.com/JapanFTC>



 <https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

